

新宿区第三次実行計画（素案）に対する
区民意見の要旨と区の考え方

パブリック・コメント
地域説明会

平成28（2016）年1月
新 宿 区

目次

1	パブリック・コメント等の実施結果（概要）	1
	Ⅰ パブリック・コメントの意見について	1
	Ⅱ 地域説明会の意見について	2
2	パブリック・コメントにおける意見要旨及び区の考え方	3
	Ⅰ 意見一覧	5
	Ⅱ 意見要旨及び区の考え方	7
3	地域説明会における意見・質問要旨及び回答要旨	37
	Ⅰ 意見一覧	39
	Ⅱ 意見・質問要旨及び回答要旨	41

1 パブリック・コメント等の実施結果（概要）

1 パブリック・コメントの実施期間

平成27年10月15日（木）から11月16日（月）

2 意見提出者数及び意見数

意見提出者 24名

意見数 108件

	意見項目の内訳	件数	該当No.
1	計画全般に関する意見	8件	No.1～8
2	暮らしやすさ1番の新宿に関する意見	59件	No.9～67
3	新宿の高度防災都市化と安全安心の強化に関する意見	12件	No.68～79
4	賑わい都市・新宿の創造に関する意見	18件	No.80～97
5	健全な区財政の確立に関する意見	6件	No.98～103
6	好感度1番の区役所に関する意見	3件	No.104～106
7	その他の意見	2件	No.107～108

3 意見の計画への反映等

意見を計画に反映する	1件
意見の趣旨は計画に取り込み済み	11件
意見の趣旨に沿って取り組む	7件
今後の取組みの参考とする	11件
意見として伺う	67件
質問に回答する	11件
合計	108件

4 提出方法

メール	3件
ホームページ	11件(2件提出した者が1名)
持参	2件
ファックス	5件
郵送	2件(2件提出した者が1名)
地域説明会 会場	3件
合計	26件(24名から意見提出)

5 計画への主な反映内容

事業名・項目	反映内容	ページ、No.
計画全般	「例えば健康寿命の延伸等の用語は一般的になじみがない」とのご意見を受け、計画事業「1 健康寿命の延伸に向けた環境の整備（「新宿区健康づくり行動計画（第4期）」の策定）」のボックスに「健康寿命」という用語の説明を追加しました。	P.8、No.6
	「分かりやすい用語を使用してほしい」との趣旨のご意見を受け、計画事業「14 放課後の居場所の充実」のボックスに、「時間延長ひろば」及び「学童機能付きひろば」という用語の説明を追加しました。	P.8、No.6
	「分かりやすい表記をしてほしい」との趣旨のご意見を受け、下記の記載を追加しました。 <ul style="list-style-type: none"> ・全ての事業のボックスに第二次実行計画との関連（新規、拡充等）を記載しました。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えて取り組む事業の事業概要に「<2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業>」と記載しました。 ・「区の施策・事業の全体像（計画事業と経常事業）」の計画事業に事業番号を記載しました。 	P.8、No.6

1 地域説明会の実施期間

平成27年10月23日（金）～11月15日（日）

地域センター（全10所）で実施

2 出席者及び意見数

出席者 183名

意見数 125件

3 計画への主な反映内容

事業名・項目	反映内容	ページ、No.
計画全般	「基本政策が変わったことについての考え方を示してほしい」との趣旨のご意見を受け、「1 実行計画の基本的考え方」において、5つの基本政策の考え方を記述しました。	P.43、No.14
	「2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組みについて、個別事業を見て分かるように工夫してほしい」との趣旨のご意見を受け、該当事業の事業概要に「<2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業>」と記載しました。	P.43、No.15
91 地域図書館の整備（落合地域）	「『現中央図書館』という表現は変更した方がよい」との趣旨のご意見を受け、「新宿区緊急震災対策により移転した中央図書館の跡地」という表記に改めました。なお、計画事業「99 庁舎の整備（西部工事・公園事務所）」の計画事業概要も同様に記述しました。	P.58、No.77

2 パブリック・コメントにおける 意見要旨 及び 区の考え方

平成27年10月15日（木）から11月16日（月）にかけて実施した新宿区第三次実行計画（素案）に関するパブリック・コメント（意見公募）に寄せられた意見の要旨と区の考え方をお示します。

I 意見一覧

事業番号	素案での事業番号	事業名等	掲載頁
—	—	計画全般	7
1	1	健康寿命の延伸に向けた環境の整備（「新宿区健康づくり行動計画（第4期）」の策定）	9
6	6	高齢者を地域で支えるしくみづくり	9
7②	7②	特別養護老人ホームの整備	9
7③	7③	ショートステイの整備	9
8②	8②	認知症高齢者支援の推進	9
12	12	成年後見制度の利用促進	10
—	—	高齢者施策全般	10
13	13	保育所待機児童の解消	11
14	14	放課後の居場所の充実	12
15①	15①	子ども家庭支援センターの充実	20
16	16	子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	20
19①	19①	出産・子育て応援事業	20
—	—	子育て支援施策全般	21
26	26	ICTを活用した教育環境の充実	21
29①	29①	伝統文化理解教育の推進	22
37②	37②	地区協議会活動への支援	22
—	—	住民参画全般	22
45	45	道路・公園の防災性の向上	23
45①	45①	道路の治水対策	23
47	47	多様な主体との連携による多世代への防災思想の普及啓発	23
48	48	女性の視点を踏まえた配慮を要する方への避難所運営体制の充実（素案での事業名：避難所において配慮を要する方への支援体制の充実）	23
—	—	災害対策全般	24
52	52	安全推進地域活動重点地区の活動強化	25
57	56	空家等対策の推進	25
—	—	犯罪対策全般	26

※ 同一の事業名等に対する意見が複数ある場合は、最初のページを表示しています。

事業番号	素案での事業番号	事業名等	掲載頁
59	58	新宿駅周辺地区の整備推進	26
64②	63②	ユニバーサルデザインの視点に立った観光案内標識の整備促進	26
67①	65①	道路の改良	27
69	67	自転車走行空間の整備	27
—	—	交通環境整備全般	27
71	69	新宿らしいみどりづくり	28
73	71	みんなで考える身近な公園の整備	28
76	74	環境学習・環境教育の推進	29
77①	75①	資源回収の推進	29
84	82	(仮称)「漱石山房」記念館の整備	29
86	84	文化の創造と発信	29
—	—	文化振興施策全般	30
90	88	新中央図書館等の建設(旧戸山中学校の活用)	30
93	91	多文化共生のまちづくりの推進	30
95	93	行政評価制度の推進	31
98	96	区有施設のあり方の検討	31
—	—	区政運営全般	32
101	98	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	33
103	100	特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	34
—	—	その他	34

※ 同一の事業名等に対する意見が複数ある場合は、最初のページを表示しています。

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
1		<p>《基本政策について》 新たに5つの基本政策で事業を並べているが、計画事業名に大きな変更もなく、今までの延長線上にあるように見える。どのように考えているか。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。 新宿区第三次実行計画は、現総合計画の総仕上げとして位置付けています。このため、現総合計画の着実な推進に向けて、従来の6つの基本目標を踏まえ、重点的に取り組む施策を5つの基本政策として掲げ、施策を体系化しています。また、第三次実行計画は、平成30年度から始まる新たな総合計画への橋渡しとして位置付けていることから、5つの基本政策は、新たな総合計画の施策の方向を示すものです。</p>
2	計	<p>《第三次実行計画素案の作成について》 第三次実行計画素案では、外部評価委員の「第二次実行計画期間を通じた分析」や「第三次実行計画に向けた方向性」に関する意見をどのように踏まえて作成したのか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 平成27年6月から8月にかけて開催された外部評価委員会でのご意見を踏まえ、第二次実行計画期間中の取組状況や実績に基づく事業内容の拡充や手段の改善を行っています。また、平成29年度末の目標については、第二次実行計画よりも高い設定や、分かりやすい指標への変更などを行っています。 内部評価における第三次実行計画に向けた方向性については、外部評価委員から適切とのご意見をいただいております。第三次実行計画素案はこうした外部評価の結果を踏まえて作成しています。</p>
3	画 全 般	<p>《第三次実行計画素案の作成について》 「高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」や「次世代育成支援計画(第三期) 子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画が第三次実施計画中に記載がない。第三次実行計画は、これら個別計画を踏まえた計画となっているか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 第三次実行計画は、「高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」や「次世代育成支援計画(第三期) 子ども・子育て支援事業計画」などの個別計画を踏まえ、地域包括ケアシステムの構築といった新たな行政需要や保育所待機児童解消をはじめ安心できる子育て環境の整備など、計画的かつ優先的に取り組んでいく事業については、第三次実行計画に位置付けて年度別の事業費を計上しています。</p>
4		<p>《第三次実行計画素案の作成について》 人口ビジョン・総合戦略に伴う財政計画に対する記述が、第三次実行計画の中にないが、どのように考えているか。 また、下記に示す新たな推進計画が計画中であるが、第三次実行計画での取組みをどのように考えたのか。 ・第四次新宿区子ども読書活動推進計画 ・新宿区立図書館基本方針 ・ホームレスの自立支援等に関する推進計画</p>	<p>ご質問にお答えします。 新宿区総合戦略の事業については、第三次実行計画との整合を図ることから、関連する計画事業を中心に位置付けています。 このため、総合戦略の施策(事業)の推進と財源は第三次実行計画及び次期総合計画・実行計画で担保されるものです。 また、ご意見で示された各推進計画と第三次実行計画との関係ですが、それぞれの推進計画で示す事業のうち、計画的かつ優先的に取り組んでいく事業については、第三次実行計画に位置付けて年度別の事業費を計上しています。また、経常的に取り組んでいく事業については、毎年度の予算を編成する中で事業費を精査・計上し実施していくこととなります。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
5		<p>《事業費総括表について》 P9の事業費総括表を見ると、基本施策Ⅱ～Ⅴでは平成28年度と比較して平成29年度が減額している。事業の達成度からこの様になっているのか説明してもらいたい。</p>	<p>ご質問にお答えします。 第三次実行計画は、現在の総合計画の総仕上げとなることから、例えば、中井駅の南北自由通路のように平成28年度で整備完了する事業や、計画期間の前半の平成28年度に重点的に取り組んでいく事業があります。こうしたことから、平成28年度と比較して平成29年度の事業費が少なくなっています。 また、検討中などにより平成29年度の事業費を一部計上していない事業もあります。 事業の進捗状況等を踏まえてローリング(見直し)などにより、適宜適切な事業費を計上していきます。</p>
6	計 画 全 般	<p>《分かりやすい用語、表記の使用について》 例えば「健康寿命の延伸」等の用語は、一般的になじみのある言葉ではないため、分かりやすい用語、表記を使用してほしい。 また、「暮らしやすさ1番の新宿」は、2番があることが想定されない事項のため、「一番」の字を当てるのが適当である。 そうした点について、区民に対する思いやりを仕事の丁寧さに反映してもらえれば、区民サービスの姿が浮かぶと思う。</p>	<p>ご意見を計画に反映します。 「健康寿命」は、認知症や寝たきり状態ではなく、心身ともに自立して生活できる期間を示します。「健康寿命の延伸」という用語は、国の「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」、東京都の「東京都健康推進プラン21」でも使われており、重点的な取り組みが進められています。区においてもそれらを踏まえ、「元気で長生きすること」をめざす健康づくりを推進し、健康寿命を伸ばしていくことが重要と考えています。 ご意見を踏まえ、専門的な用語に注釈をつけるなど、区民の皆様に分かりやすいよう工夫していきます。 今後も区民視点に立った丁寧なサービスの提供に努めます。 なお、「暮らしやすさ1番の新宿」については、これまで使用してきた基本政策名であり、このままの表記とさせていただきます。</p>
7		<p>《計画の重点と課題について》 区民が自らの課題として受け止めるためには、第二次実行計画でやり残したことや、区長が新政策として重点をおく課題についての理解が必要である。それがどう盛り込まれたかが分かりにくい。素案段階で説明会を開くなら、もっと丁寧な説明と運営が必要ではないか。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 第三次実行計画は、現総合計画の総仕上げとして位置付けており、重点的に取り組む施策を5つの基本政策として掲げています。説明会では、この5つの基本政策ごとに、具体的な事業を説明いたしました。 ご意見を踏まえ、今後、より分かりやすく丁寧な説明に努めていきます。</p>
8		<p>《計画策定における各部署の連携、調整について》 計画事業そのものを所管部のみでなく、連携して考える発想や区内部の調整がどのように行われているのか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 区では、第三次実行計画の策定にあたり、策定方針を示し、各部署はこの方針に基づき作業を進めています。 策定方針では、第三次実行計画を現総合計画の総仕上げとするとともに、新たな総合計画へ繋がるものとし、5つの基本政策を踏まえた計画とすることとしています。 各所管部がこうした共通の考えに基づき、連携して計画事業を作り上げていくことで、行政の総合化を図っています。 具体的には、複数部に関連する事業をまとめて再構築したり、新たな行政課題に取り組むために複数の部が連携して新規事業を創設するなど、横断的な取り組みを行っています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
9	1 4 (健康寿命の区健康延伸) づくりに向けた環境整備	<p>《健康寿命の延伸について》</p> <p>健康づくりをする拠点を街中にもっと増やしてもらいたい。ゲームをすることで認知症予防になるためゲームセンターに行きたくとも、若い人がいるところへは行きたくない人もいる。例えば、社会福祉協議会など拠点となる場所へゲーム機を設置してほしい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。</p> <p>ご希望には添えませんが、区では、現在、認知症の予防に向けて早期発見のための取組みや脳トレーニングを含む介護予防教室等を実施しています。</p> <p>また、地域交流館やシニア活動館等は、囲碁・将棋や各種行事など、健康の増進に向けた活動の場としてご利用いただけます。</p> <p>さらに、認知症予防をはじめ区民の健康増進に向けて、保健センターでは、保健師等が地域に向き、健康教育を実施しています。また、地域センターまつり等様々な機会を捉えて、健康づくりに対する区民一人ひとりの意識の向上を目指した普及啓発を積極的に行っています。今後も区を挙げて健康づくりの視点を取り入れた事業を展開し、身近な場所で気軽に健康づくりに取り組める環境を整備していきます。</p>
10	6 し 高齢者づくりに地域で支える	<p>《地域包括ケアについて》</p> <p>地域包括ケアは、福祉をその中心に置いているが、将来的に制度設計上の不都合を引き起こす可能性が大きい。その対策として、医師等の医療従事者を地域包括ケアの中心に据え、周囲を福祉関連事業で補完していくのが正しい制度設計である。</p> <p>現状の地域包括ケアを再度見直し、医師等の医療従事者が責任を取れる制度に変更すべきである。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>医療は健康寿命の延伸という観点からも、地域包括ケアの重要な役割の一つです。新宿区では地域包括ケアを、できる限り在宅で自立した生活を送れるために、その人にあった医療や介護、日常生活支援等を包括的に提供していく仕組みとして推進しています。</p> <p>今後も、医師会等の協力を得ながら、高齢者総合相談センターを拠点として、医療や福祉等の多様な関係機関の連携により、地域包括ケアを実現していきます。</p>
11	7 ③② シ 特別養護老人ホームの整備	<p>《介護職員の確保について》</p> <p>特別養護老人ホームの整備やショートステイの整備は、整備するだけでなく、早急に介護職員の確保ができる対策を立ててもらいたい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>特別養護老人ホーム等の安定した運営のためにも、介護職員の確保は重要であると考えています。</p> <p>区では、新宿区介護サービス事業者協議会やハローワーク新宿と連携し、就職希望者が実際に職場を見学した後に面接に臨む「保育・介護等事業所のツアー面接会」を継続して実施する等、引き続き事業者支援を行うとともに、介護福祉士の資格取得助成の対象者の拡大や要件緩和を図るなど、介護職員の確保に努めていきます。</p>
12	8 ② 認知症高齢者支援の推進	<p>《認知症高齢者支援の拠点について》</p> <p>認知症高齢者支援の拠点となる落合第二高齢者総合相談センターを、もっと開かれた場所に設置してもらいたい。現在の場所より、もっと人目につき、相談してみようと思える雰囲気にしてもらいたい。</p> <p>また、介護家族会を開催しているが、高齢者総合相談センターの職員が来たのは半分程度であるので、人的配置も厚くしてもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>落合第二高齢者総合相談センターは落合第六小学校内の旧幼稚園舎を活用しているため、セキュリティ上、外部からの入館に制限を設けていることから、現状の対応を継続していきます。なお、高齢者総合相談センターでは、積極的に地域に向く相談体制や事業体制を確保し、区民の皆様が利用しやすいセンター運営に引き続き取り組んでいきます。</p> <p>また、介護者家族会については、将来的にはボランティアによる自主運営を目指しており、高齢者総合相談センターが運営の支援を行っているところです。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
13	12 の成 利年 用後 促見 進制 度	<p>《成年後見に係わる事業について》 現在、家庭裁判所、法務省、厚生労働省が主管する事業が錯綜している。区は早急に、市民後見制度、地域福祉権利擁護事業、地域包括ケアの棲み分けを再考してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方も住み慣れた地域で暮らし続けるために、成年後見制度の普及啓発、相談支援に努めるとともに、地域福祉権利擁護事業などの関係事業、関係機関との連携を強化しながら、支援体制づくりに取り組んでいきます。</p>
14	高 齢 者 施 策 全 般	<p>《高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画での取組みについて》 平成27～29年度の「高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」で記載されている次の事業は計画事業に位置付けられているか。 1) 口腔ケア推進事業 2) 介護予防把握事業 3) 介護予防短期集中サービス 4) 在宅医療ネットワークの構築 5) 訪問看護ステーション連携促進 6) 介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修 7) 地域ケア会議の開催</p>	<p>ご質問にお答えします。 1) 口腔ケア推進事業 →27年度から経常事業【保健センター(歯科衛生相談)】で実施しています。 2) 介護予防把握事業 →平成28年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」の一般介護予防事業の一つとして経常事業で実施します。 3) 介護予防短期集中サービス 平成28年度からの「介護予防・日常生活支援総合事業」の介護予防・生活支援サービス事業の一つとして経常事業で実施します。 4) 在宅医療ネットワークの構築 →第三次実行計画「6② 在宅医療・介護のネットワークの構築」に位置付けています。 5) 訪問看護ステーション連携促進 →平成27年度から経常事業【地域保健医療支援体制の推進(在宅療養支援の推進)】で実施しています。 6) 介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修 →平成27年度から経常事業【地域保健医療支援体制の推進(在宅療養支援の推進)】で実施していますが、平成28年度からは第三次実行計画「6② 在宅医療・介護のネットワークの構築」に位置付けて実施します。(年度別計画の・在宅医療・介護の人材育成の推進) 7) 地域ケア会議 →第三次実行計画「6① 高齢者総合相談センターの機能の充実」に位置付けています。 4)在宅医療ネットワークの構築及び6)介護職員の看護小規模多機能型居宅介護での実習研修については、地域包括ケアシステムの構築に向けて「在宅医療・介護のネットワークの構築」を推進するための事業であることから計画事業に位置付けています。また、7)地域ケア会議については、地域包括ケアシステムの実現を目指し高齢者総合相談センターの機能を充実させて取り組んでいくため、計画事業に位置付けています。</p>
15		<p>《介護予防日常生活支援総合事業について》 介護保険法改正に基づき、平成28年4月より実施される「介護予防日常生活支援総合事業」は第三次実行計画の計画事業、枝事業に取り込まれているか。</p>	<p>ご質問にお答えします。 平成28年4月から実施する「介護予防・日常生活支援総合事業」については、基本的には経常事業として実施しますが、「地域介護予防活動支援事業」は、地域における住民等が主体となった介護予防活動を支援する事業であることから、第三次実行計画「6③「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり」に位置付けています。(年度別計画の「地域における担い手の育成、発掘」)</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
16		<p>《保育と老人ホームの一体化について》</p> <p>現在2歳になる子が老人ホームと同じ施設にある保育所に通っている。お年寄りと様々な場面で一緒に過ごす機会があり、とても良い影響を受けている。こうした施設は少ないので、子どもとお年寄りが一緒に何かができる施設を作ってほしい。</p> <p>また、現在通っている保育所は2歳児までの保育であり、転園を考えたくないので5歳児まで預けることのできる保育所になってほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>現在、区内で特別養護老人ホームと同じ施設にある保育所としては、もみの樹園事業所内保育所があります。この事業所内保育所は、設置者である特別養護老人ホームの従業員用の保育施設のうち地域枠として区民を受け入れるという仕組みの地域型保育事業として区が認可しているものです。制度上0～2歳児までの施設であり、3歳児以上の定員を設けることができないため、近隣の保育施設に転園することが前提となります。区では、転園の際の受け入れ枠の確保や指数調整など、引き続き保育を利用できる仕組みづくりを検討しています。</p> <p>また、区では、公有地活用による高齢者施設と保育所の合築施設として、平成29年4月に中央図書館跡地に介護・保育複合施設の開設を予定しています。今後も公有地活用や大規模開発などの機会をとらえ、高齢者施設、保育施設それぞれの地域需要に合わせて、選択肢の一つとして合築施設の整備も検討していきます。</p>
17	13 保育所待機児童の解消	<p>《保育所待機児童の解消について》</p> <p>待機児童数は自治体毎にカウント方法が異なり、保護者が混乱する。認可保育園を希望して入園できなかった人数(＝不承諾通知数)も併せて公開してほしい。</p> <p>また、過去10年間の不承諾通知数も区ホームページで公表し、区が待機児童減少に努力する姿勢をアピールしても良いと思う。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>待機児童の定義は厚生労働省から示されていますが、一部、待機児童に含めないことが「できる」という項目があることから、区市町村間で数え方が異なっている現状があります。区では、この定義に従いながら、待機児童の実態がよりの確に反映されるよう集計を行っています。</p> <p>不承諾通知の対象には、転園ができなかった方や書類不備で保育の必要性が認定できなかった方、育児休業を延長するために不承諾通知が必要な方などが含まれているため、待機児童の実態を正確に表すものではありません。このため、不承諾通知数の公表を過去10年間も含めて公開する考えはありません。</p> <p>また、区の待機児童対策については、区長の定例記者会見で全国紙向けに公表し、区ホームページに掲載しています。</p>
18		<p>《保育所待機児童の解消について》</p> <p>子ども・子育て支援新制度により、認証保育所の認可化が増えている。</p> <p>ただ、認可保育所と保護者が聞いた時、園庭と子どもがのびのび過ごす環境の確保を想像する。入園後、園庭が無い、狭いと感じても、他の認可保育園の転園は困難である。遠方で見学できずに入園申請する方もいる。</p> <p>区の保育園一覧には、園庭の有無、年齢ごとの定員と専有面積を記載し、保育園の状況をひと目で分かるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。</p> <p>保育園・子ども園等の募集にあわせて、毎年発行している「新宿区保育施設ガイド」に、園庭の有無と年齢毎の定員を記載しています。専有面積の記載については、今後検討します。</p>
19		<p>《保育所待機児童の解消について》</p> <p>「35 ワーク・ライフ・バランスの推進」にもつながるが、男性の育児休業取得率の目標数値を具体的に掲げ、インセンティブとして保育園入園指数の加点を提案する。例えば、母が就労開始し、父が育児休業を半年以上取得して育児を担った場合は+2点などすれば、入園優位性を確保すべく育児休業取得率も上がり、育児の大変さを実感した父親は復職後も積極的に家庭や育児に時間を割くと思う。他区にはない取組みで、子育て応援自治体のイメージ作りにプラスではないか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>男性の育児休業取得率については、区全体の目標値は設定していませんが、国の目標である平成32年に13%を踏まえ、男性が育児休業を取得しやすい職場の環境づくりや父親の育児参加を促進しています。</p> <p>なお、父親・母親を問わず、入園月の翌月初日までに育児休業を取得している職場に復帰予定の場合には、調整指数2点を加算しています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
20	13 保育所待機児童の解消	<p>《保育の質について》</p> <p>待機児童解消のため、新宿せいが保育園の定員を拡大したことにより、保育園の先生達は一生懸命やってくれているが、実質的に保育の質が低下した。子どもたちの昼寝が十分にできず体調を崩したり、急に人が増えた事により、子どもが保育園に行きたくなくなったり、保育延長料金が上がったのに、これまでおかずとご飯だった補食は煎餅1枚になったり、また、イベントは縮小され、子どもたちにとって良い環境になったとはとても思えない。他の保育園の定員を拡大する際には、そういった配慮をしてもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>認可保育所では、認可基準により各年齢の子ども1人当たりの面積が定められています。定員拡大後の新宿せいが保育園では、認可基準による21人を上回る27人の保育士を配置しています。ご指摘にある昼寝や延長保育、イベント等の変更については、定員の拡大によるものではなく、園が個別の状況に対応して判断した結果であると確認しています。今後も、保育の質の低下や子どもたちに影響が出ることのないよう必要な指導を行ってまいります。</p> <p>引き続き保育施設の定員拡大を行う際には、これまでと同様に子ども1人当たりの面積や保育士数などについて基準を遵守するとともに、必要な指導を行いながら保育の質の確保に努めてまいります。</p>
21	14 放課後の居場所の充実	<p>《学童クラブの拡充について》</p> <p>第三次実行計画素案では、今後学童クラブではなく学童クラブ機能付きひろばを増やす予定となっている。しかし、放課後子どもひろばは、校庭が使えない時に、友達と一緒に外遊び以外の時間を過ごす場所であり、長期休暇や4時間授業の日に寛いで過ごせる場所ではない。</p> <p>第一希望は学童クラブ増設だが、せめて学童クラブ機能付きひろばのハード面への配慮を検討していただきたい。子どもたちが落ち着いて過ごせる個室が必要である。今後、女性が安心して子どもを預けて働ける国にしなければならない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、これまでも子どもの成長段階や家庭状況に応じた放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。今後も、保護者の就労や疾病等のため放課後に家庭で継続的な保護が受けられない小学生の生活拠点として、学童クラブ事業を充実させていきたいと考えています。</p> <p>学童クラブ機能付き放課後子どもひろばについては、おやつの時間帯に専有スペースを確保し、引き続き落ち着いて過ごせるよう努めてまいります。</p>
22	14 放課後の居場所の充実	<p>《学童保育について》</p> <p>放課後子どもひろばと学童クラブは、本来、性質の異なる別事業である。学童クラブは学童クラブとして残してほしい。働きながら子育てをする家庭にとって、放課後子どもひろばに機能を付加した「時間延長ひろば」、「学童クラブ機能付ひろば」は学童クラブとは言えない。</p> <p>学童クラブは学童期の子ども達を保育する場であり、専門の指導員による関わりが必要である。保育を要する子どもに地域ごとの差はなく、どの地域でも放課後の子どもを専門に保育する人材が求められる。主任クラスのみならず、子ども達と日々接する現場の指導員が研修を受講できるようにしてほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>区では、これまでも子どもの成長段階や家庭状況に応じた放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。今後も、保護者の就労や疾病等のため放課後に家庭で継続的な保護が受けられない小学生の生活拠点として、学童クラブ事業を充実させていきたいと考えています。</p> <p>なお、現場職員の研修については、区主催の実務研修や他の児童館の運営方法を学ぶ児童館体験研修、東京都主催の職員研修への積極的な参加も促し、スキルアップを図っています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
23 24		<p>《学童クラブの拡充・増設について》</p> <p>学童クラブの需要増に対して、放課後子どもひろばで対応するのではなく、学童クラブの拡充・増設で対応してほしい。</p> <p>学童クラブには、国が定めた指導員の資格や施設・運営の基準、運営指針があるが、放課後子どもひろばはそれに沿って運営されるわけではない。実際に、学童クラブの代わりに放課後子どもひろばで対応している他区では、全児童対象で来たいときに来る大勢の子どもたちの中で、日中に保護者不在の家庭の代わりとして利用する子ども一人ひとりにとって、放課後の落ち着いた生活や豊かな育ちを保障する学童クラブの役割は担えていない。</p> <p>定員オーバーの詰め込み状態では、居心地が悪く、子どもたちの安全が脅かされる。また、学童クラブが必要な子どもたちが、学童クラブに行きたくないということも起こっている。</p> <p>【全く同一の意見ほか1件】</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>機能拡充している放課後子どもひろばは、通常の放課後子どもひろばとは異なり、出欠確認や時間管理を行っています。</p> <p>また、増大し、多様化する学童クラブの需要に対しては、当面放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきますが、さらに需要増が見込まれる地域は、学童クラブの定員の拡充を検討していきます。</p> <p>なお、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばは、主に中学年以上の需要に一定程度応えられると考えています。この事業の拡充により高学年の待機児童の問題がどのように推移していくか注視していきます。</p>
25 27	14 放課後の居場所の充実	<p>《学童クラブの拡充・増設について》</p> <p>根本的な解決は学童クラブの拡充・増設だが、経過措置的に、学童クラブ機能付きひろばをやってみるのであれば、これは学童クラブとは異なる事業なので、利用者の理解不足や混乱を避けるため、「学童クラブ機能付き」という言葉をやめ、誰にでも学童クラブではないことが分かるように区民に広く明確に周知してほしい。</p> <p>平成26年度に落合第四小学校で学童クラブ機能付きひろばが行われたときは、学童クラブで行われていることが放課後子どもひろばでは同じようにできないこと、学童クラブではないことが保護者に広く明確に周知されず、利用者は混乱した。</p> <p>【全く同一の意見ほか2件】</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>事業の内容をわかりやすく簡潔に表すために「学童クラブ機能付き」としています。新規事業の名称変更によって、保護者が戸惑うことも懸念されますが、より適切な名称がないか、今後検討していきます。</p> <p>学童クラブ機能付き放課後子どもひろばと学童クラブの違いについては、学童クラブ利用申請書配付の際にチラシを同封するとともに、学童クラブの申請受付時や各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明していきます。</p>
28		<p>《学童クラブの拡充について》</p> <p>放課後子どもひろばは、子どもたちが何人きても1人あたりの面積が変わらず、ギュウギュウ詰めゆっくり休む場所もなく、いつ来ていつ帰るのか把握されず、大人の目が行き届かないため、これを拡充しても、これからの世の中を背負う子どもたちが豊かに育つとは思えない。</p> <p>1人あたりの面積が確保され、ある程度法律で守られ、安全で少しでも大人の目が行き届く、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添う学童クラブの拡充をお願いしたい。また、学童クラブの拡充に伴い、高学年児の希望者が全員学童クラブに入れるようにしてもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>機能拡充している放課後子どもひろばは、通常の放課後子どもひろばとは異なり、出欠確認や時間管理を行っています。</p> <p>また、増大し、多様化する学童クラブの需要に対しては、当面放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきますが、さらに需要増が見込まれる地域は、学童クラブの定員の拡充を検討していきます。</p> <p>なお、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばは、主に中学年以上の需要に一定程度応えられると考えています。この事業の拡充により高学年の待機児童の問題がどのように推移していくか注視していきます。</p>
29		<p>《学童クラブの拡充について》</p> <p>落合第四小学校内学童クラブは狭いので、少しでも広くしていただき、子どもたちの安らぎの場を確保してもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>落合第四小学校内学童クラブは、面積基準に沿って定員60名のところ平成27年10月1日現在の在籍児童は、4年生以上を含め58名で、定員内に収まっている状況です。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
30	14 放課後の居場所の充実	<p>《学童クラブの弛まぬ存続と品質の向上を望むことについて》</p> <p>前区長の当時、定員を各学年10名(計60名)増員して落合第四小学校内学童クラブが開設され、せいが学童クラブは廃止された。せいが保育園の定員増と学童クラブ廃止を望んだのは新宿区であり、保護者、児童への配慮なく学童を廃止し、面積をごまかすような定員拡充と改装を行っている。</p> <p>中央図書館移転後の跡地にも保育園が作られ、卒園後には学童クラブの需要が高まるが、現区長は放課後子どもひろばへの移行を推進している。女性が輝く未来へという社会的風潮の中、納税し働く母親が、放課後の安全な居場所として子供を送り出せる学童クラブを、何の責任もないひろばに移行するのは愚行である。</p> <p>落合第四小学校内学童クラブは、平成27年度が初年度のため、評価はこれからだが、来年、再来年はどうなるか常に不安に思う環境である。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、これまでも子どもの成長段階や家庭状況に応じた放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。学童クラブは、利用対象を6年生まで拡充し、専有スペースの面積を1人あたり概ね1.65㎡確保できるように定員の見直しを行いました。</p> <p>今後も、保護者の就労や疾病等のため放課後に家庭で継続的な保護が受けられない小学生の生活拠点として、学童クラブ事業を充実させていきたいと考えています。</p>
31		<p>《学童クラブの弛まぬ存続と品質の向上を望むことについて》</p> <p>学童クラブを望む声があれば継続していくべき。学童クラブがあれば、安心して子供が通い続けられ、保護者も働いて住み続けられる。高層新築マンション建設も続き、保育園の定員増や新設も見込まれる。子供と働く保護者へのサポートを充実させてほしい。</p>	
32		<p>《学童クラブの弛まぬ存続と品質の向上を望むことについて》</p> <p>学童クラブ機能付きひろばや、土曜日・長期休暇中・延長利用が可能なひろばの場合、おやつ提供時間が17時以降になり、子供の空腹や夕食時間との調整を無視している。</p> <p>放課後子どもひろばは、校庭以外の楽しみもなく、連絡帳・面談・保護者との協議等もなく、人件費も責任も軽いため、保護者は望んでいない。区は、働き、住み続け、区を支える世代をサポートすべき。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブ機能付き放課後子どもひろばでは、午後3時から4時頃の適切な時間におやつを提供し、連絡帳の活用や希望者への個人面談も実施しています。</p> <p>なお、通常の放課後子どもひろばは、スタッフの支援のもと、子どもたちが自由に集い、自主的に活動する遊びと学びの場です。各放課後子どもひろばで、保護者代表を含む放課後子どもひろば連絡会を開催し、保護者要望も伺いながら運営しています。平成26年度のアンケートでは、9割以上の方が「満足している」「どちらかと言えば満足している」と回答しています。</p>
33		<p>《学童クラブの弛まぬ存続と品質の向上を望むことについて》</p> <p>保育園と学童クラブの保育時間のギャップに、働く親は困惑し、仕事・居住の継続が問題になる。保育園は20時半まで大人が側におり安心だが、小学生は19時までにお迎えが来ないと1人で帰宅・食事することになり、ベストな環境ではない。</p> <p>区の予算は、生活基盤として必要な学童を最優先し、質を保育園に近づけるべき。それが奪われるなら保護者は黙っていない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>小学生は、保育園児とは自立度が異なるため学童クラブと保育園では必要なサービスも異なると考えています。なお、補完的なサービスとしてお子さんをお預かりするファミリーサポート事業も実施しています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
34		<p>《学童クラブの拡充について》</p> <p>学童クラブ機能付きひろばの拡充に30億円を投じるといふ計画は、かなり思い切っている。区は、利用者が学童機能付きひろばに流れると見込んでいるだろうが、放課後子どもひろばから学童クラブに移行した家庭もある。放課後子どもひろばを機能付にしたことへの不安も聞こえる。</p> <p>学童クラブの待機児童対策は、学童クラブ増設で解決してほしい。放課後子どもひろばの縮小を求めているのではない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>放課後の居場所の充実の事業費は、区立学童クラブ27か所と民間学童クラブ3か所の計30か所の運営経費に約19億円、学童クラブ機能付き放課後子どもひろば16か所を含めた放課後子どもひろば30か所の運営経費に約11億円となっています。</p> <p>増大し、多様化する学童クラブの需要に対しては、当面放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきますが、さらに需要増が見込まれる地域は、学童クラブの定員の拡充を検討していきます。</p>
35		<p>《放課後の居場所の充実について》</p> <p>孤立した家庭・子どもの増加による事件発生率の上昇は、現場の職員こそ痛感しているのでは。放課後の児童への支援は、医療的ケアを要する子どもや要介護者のいる家庭、もう1、2人子どもを欲しいと望む家庭への支援でもある。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>放課後の居場所づくりについては、子どもの成長段階や家庭状況に応じて小学生の放課後の居場所を選択できるように、必要な地域で機能の拡充を図っていきます。なお、新宿養護学校では、医療的ケアを要するお子さんの受入れ体制を整えています。</p>
36	14 放課後の居場所の充実	<p>《放課後の居場所について》</p> <p>中学生の居場所づくりに力を入れてほしい。居場所がなく結果的に街をうろろし、悪い大人との付き合いや楽にお金を手に入れる方向に流れていくと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画に取り込んでいます。</p> <p>中学生の居場所としては、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館でその機能を担っています。</p> <p>子ども総合センター、子ども家庭支援センターは、平日午後7時まで利用でき、北新宿子ども家庭支援センターを除き、中高生専用ルームも設置しています。各児童館でも、中学生向けの行事や優先時間帯を設ける等の工夫をしています。</p> <p>今後も、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館等を中心に中学生の居場所の充実に努めていきます。</p>
37		<p>《小学生の放課後の居場所の充実について》</p> <p>学童クラブを希望する人がすべて入れるように希望する。評価され、比較され、指導されることのできる学校から離れて、地域の大人と信頼関係を結び、時には甘え本音を言える場としての学童クラブの存在意義は大きい。何気ないおしゃべりの中でも、困っていること、いじめ、貧困、虐待などの情報も入ってきて、支援へとつなげることもできる。</p> <p>中落合子ども家庭支援センターの「なかおち祭」では、落合第一小学校内学童クラブの子どもたちが手伝いに来ており、子どもたちは頑張りの中で「自己肯定感」を持ち、親子ひろばを利用する保護者は地域の公立小学校の児童の頑張りを見て、公立小を見直し、安心感を抱いたことと思う。</p> <p>学童クラブの果たす役割を再認識し、今以上の職員確保もお願いしたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、これまでも子どもの成長段階や家庭状況に応じた放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。今後も、保護者の就労や疾病等のため放課後に家庭で継続的な保護が受けられない小学生の生活拠点として、学童クラブ事業を充実させていきたいと考えています。</p> <p>職員の確保については、現在も国基準を上回る職員を配置しています。引き続き十分な職員配置に努めていきます。</p>
38		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>学童クラブと放課後ひろばは事業の趣旨・目的・立て付けが異なるので、同じカテゴリーでくらないで欲しい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>児童館を含め、学童クラブと放課後子どもひろばは、放課後の大切な居場所であると考えています。そのため、今回の計画ではともに計画事業名「放課後の居場所の充実」に位置付けています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
39		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>区立学童クラブ27か所の内1か所が1～3年のみで定員を満たしており、平成27年4月に条例制定された6年生までの利用を遵守していない。子どもの定員以上の詰め込みも問題である。</p> <p>平成28年度の利用想定対象児童数に対し定員の比が120%を超えた学童クラブは早急に拡充を検討してほしい。</p> <p>例：中町学童クラブ＝平成28年度利用想定対象児童数74名（定員40名の185%） 本塩町学童クラブ＝平成28年度利用想定対象児童数45名（定員25名の180%）</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>利用対象を6年生まで拡充し、専有スペースの面積を1人あたり概ね1.65㎡確保できるよう定員の見直しを行いました。定員に達している学童クラブでは、運用上4年生以上は入所は出来ませんが、機能拡充する放課後子どもひろばに加えて、近隣の定員に余裕のある学童クラブに入所することもできます。国もすべての学童クラブで一律に6年生までの受け入れを課すものではないとしています。</p> <p>学童クラブの平日の出席率は、おおむね8割程度ですが、平成27年11月1日現在、定員を2割以上上回っている学童クラブが8箇所あります。児童館や放課後子どもひろば等、専有室以外のスペースを有効に活用することで、子どもたちが伸び伸びと過ごせる環境作りに努めていますが、定員を大きく上回る状況が続くようであれば、定員拡充も検討していきます。</p>
40	14 放課後の居場所の充実	<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>「学童機能付き放課後ひろば」の名称は保護者に混乱を来すので即刻廃止すべき。</p> <p>学童クラブは児童福祉法で保育が守られているが、放課後事業は法令が一切無い。100名の子どもに対し無資格指導員1人でも問題が無く、学童クラブと比べて質の低下が歴然である。区は「学童クラブには保育機能があるが、放課後子どもひろばには保育機能は無く、遊びの見守りの場」との認識であり、放課後子どもひろばに学童機能を付けるのは間違い。名称は「子ども管理ひろば」、「ひろば（偽もの学童）」「時間管理＆子ども放置ひろば」など、保護者に違いが分かるようにすべき。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>通常の放課後子どもひろばでは、責任者1名と支援者4名を基本とし、利用児童が多い場合や、特別な配慮を要する児童が多い場合には、加配も行っています。一方、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばでは、専任の職員を配置し、出欠確認や時間管理、連絡帳、希望者への個人面談の実施など学童クラブ機能を付加しています。また、専任職員には学童クラブ職員と同等の有資格者であることとしています。</p> <p>名称については、事業の内容をわかりやすく簡潔に表すために「学童クラブ機能付き」としています。新規事業の名称変更によって、保護者が戸惑うことも懸念されますが、より適切な名称がないか、今後検討していきます。</p>
41		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>学童クラブ利用者アンケート満足度を指標にするなら、機能拡充ひろばの満足度も指標とすべき。文教子ども家庭委員会で機能拡充ひろばの利用者アンケート結果が公表されたが、学童機能付きも時間延長も満足度の指標はなく、子どもにとって居心地良い場所かしか聞いていない。</p> <p>満足度も、おおむね満足と満足の合計を用いているが、NPSなど顧客満足度を測定できる指標で評価すべき。日本人は5段階評価で3以上を付ける傾向ありという調査結果もある。事業評価は公平公正に行ってほしい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。</p> <p>放課後子どもひろばについては、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの実施箇所数を大幅に増やすため、実施箇所数を指標としています。</p> <p>放課後子どもひろばの満足度については、実行計画の指標とはしていませんが、既に通常の放課後子どもひろばで行っているアンケートの満足度の項目を機能付き放課後子どもひろばで行うアンケートの項目とすることも検討していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
42 43	14 放課後の居場所の充実	<p>《放課後の子どもの居場所について》 放課後事業健全育成事業の設備及び運営に関する基準、新宿区学童クラブ条例に沿って学童クラブを整備してほしい。 国の基準は一人当たり1.65㎡、一つの支援の単位は40名、また学童クラブ対象者は小学生(6年生まで)となっている。しかし、新宿区の学童クラブは半数以上が基準以下のスペースでの運営であり、学童クラブの国の運営指針に示されている「子どもたちが安心して過ごせる生活の場」が整備できていない。スペースについては、給湯室やロッカーなどの什器を含めて算出されている。子どもの生活や活動の場所としての十分なスペースが確保されていないことは改善すべき点であり、需要に応じて増設も検討すべきだと思う。</p> <p style="text-align: center;">【全く同一の意見ほか1件】</p>	<p>ご意見として伺います。 利用対象を6年生まで拡充し、専有スペースの面積を1人あたり概ね1.65㎡確保できるよう定員の見直しを行いました。 また、一つの支援の単位については、条例の本則で「おおむね40人以下」とし、附則で「当分の間、60人」としています。なお、40人を超える学童クラブについては、国基準を上回る十分な職員を配置し、多くの職員で一つの集団の保育を行う体制を整え、大勢の仲間と日常的に交流できるメリットを活かした運営を行っています。 定員に達している学童クラブでは、運用上4年生以上は入所は出来ませんが、機能拡充する放課後子どもひろばに加えて、近隣の定員に余裕のある学童クラブに入所することもできます。国もすべての学童クラブで一律に6年生までの受け入れを課すものではないとしています。 学童クラブの平日の出席率は、おおむね8割程度ですが、平成27年11月1日現在、定員を2割以上上回っている学童クラブが8箇所あります。児童館や放課後子どもひろば等、専有室以外のスペースを有効に活用することで、子どもたちが伸び伸びと過ごせる環境作りに努めていますが、定員を大きく上回る状況が続くようであれば、定員拡充も検討していきます。</p>
44 45		<p>《放課後の子どもの居場所について》 学童クラブを利用したい人は学童クラブに入れるように整備してほしい。 6年生まで対応すると条例にあるものの、半数以上の学童クラブで定員オーバーのために高学年は利用できない状況である。就労状況や家庭・子どもの事情によっては、学童クラブが必要な高学年もいるので、条例に示してあるように学童クラブが必要な高学年も含めて利用できるようにしてほしい。 また、学童クラブの利用要件の「正午以降4時間不在」では、例えば9時から15時までの勤務者は、長期休業も含めて学校休業日も学童クラブを利用できずに困っている。利用要件の「正午以降」を省き、学童クラブが必要な子どもが利用できるようにしてほしい。子どもの生活環境や人間関係を保ち安心して仕事復帰できるように、育児休業中の学童クラブ利用もできるようにしてほしい。</p> <p style="text-align: center;">【全く同一の意見ほか1件】</p>	<p>ご意見として伺います。 利用対象を6年生まで拡充し、専有スペースの面積を1人あたり概ね1.65㎡確保できるよう定員の見直しを行いました。定員に達している学童クラブでは、運用上4年生以上は入所はできませんが、機能拡充する放課後子どもひろばに加えて、近隣の定員に余裕のある学童クラブに入所することもできます。国もすべての学童クラブで一律に6年生までの受け入れを課すものではないとしています。 なお、学童クラブでは、低学年については就労等により、放課後保護者がいない時間が長くなってしまいう児童を、全員受け入れることとしており、「日中(正午以降)4時間以上不在である」等の利用要件を定めています。一方、放課後子どもひろばを全小学校で実施し、保護者の帰宅まで小学校内で安心して過ごせる環境を整えています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
46 47	14 放課後の居場所の充実	<p>《放課後の子どもの居場所について》 学童クラブ機能付きひろばという言葉は、学童クラブと認識しやすく混乱を招くので、学童クラブという言葉を使わないでほしい。 平成26年度に落合第四小学校で学童クラブ機能付き放課後子どもひろばが開始されたときは、区からは広く、明確で十分理解できるような説明がなく、学童クラブができたという認識を持たれたり、区に直接問い合わせても違いがよくわからないという保護者が多数いた。 学童クラブと放課後子どもひろばは目的が全く異なる事業であり、放課後子どもひろばには学童クラブの運営指針や基準も当てはまらず、職員の資格も人数配置の基準も違う。学童クラブの担うべき役割は明確に示されており、それを遂行できるシステムの中にはない放課後子どもひろばに、学童クラブ機能付きという言葉はふさわしくない。実際に学童クラブの代わりに放課後子どもひろばで対応している他区では、学童クラブで大切にしていることが行えていないという利用者からの報告がある。 国では平成27年度、学童クラブの職員の資格を定めたが、放課後子どもひろばの職員はその資格取得のための認定研修は受けるのか。学童クラブの職員が担うべき役割を学習せずに、資格のない職員が行うのであれば、その点からも学童クラブ機能付きという言葉は使うべきではない。</p> <p style="text-align: center;">【全く同一の意見ほか1件】</p>	<p>ご意見として伺います。 事業の内容をわかりやすく簡潔に表すために「学童クラブ機能付き」としています。新規事業の名称変更によって、保護者が戸惑うことも懸念されますが、より適切な名称がないか、今後検討していきます。 学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの専任職員には、学童クラブ職員と同等の有資格者であることとしています。今後、放課後児童支援員認定資格研修を受けることとしていきます。</p>
48 49		<p>《放課後の子どもの居場所について》 学童クラブに関する実行計画の目標は、具体的な事業の改善内容にしてほしい。 放課後子どもひろばの目標は「学童クラブ機能付きひろばを20か所にする」、保育所については「待機児童をゼロにする」とあるが、学童クラブに関する実行計画の目標は「学童クラブ利用者アンケート満足度85%」となっている。アンケートは設問の内容によっては問題点が抽出できないことがあり、考察の仕方によっても解釈が全く異なる場合がある。目標の設定は、今の問題点に対しての解決策として、明らかに学童クラブの質の向上となる事業改善目標を具体的に挙げてもらい、それを実行すべきだと思う。</p> <p style="text-align: center;">【全く同一の意見ほか1件】</p>	<p>ご意見として伺います。 学童クラブの質が向上することで、満足度が高まると認識しており、目標の変更は考えていません。 なお、指定管理者制度を導入している児童館内の学童クラブでは地域の方を含めた利用者懇談会等で、それ以外の委託学童クラブでは地域の方や利用者を構成員とする運営協議会協議会で、アンケートの設問項目を検討していただいています。</p>
50		<p>《放課後の子どもの居場所について》 落合第四小学校がある地域には子どもが放課後遊べる児童館がないので、是非作ってほしい。隣接地域に児童館があるが少し遠く、人混みを行き来しなくては行けないため危ない。変質者が出没しており、家までつけられて警察に通報しているケースもある。小さい子どもたちを隣接地域の児童館へは行かせられないので、是非この地域に児童館を作ってほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。 落合第六小学校、大久保小学校を除いた各区立小学校のおおむね半径500m以内に、計20か所の児童館・児童コーナーがあり、児童館・児童コーナーの新設は考えていません。 また、小学生の放課後の居場所としては、区立の全小学校29校に放課後子どもひろばを開設しています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
51		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>女性活躍推進に学童クラブは必要不可欠だが、正午以降4時間以上の就労が要件で、10～15時までの勤務は利用対象とならず、就労を諦めている女性も多い。</p> <p>子ども総合センターからは「就労要件を広げれば学童クラブ入所対象の子どもが増え、保育の質が落ちる」という本末転倒な回答があった。子どもの育ちの場の充実と女性活躍推進の為の事業であり、所管課職員が認識を改め、働き方が多様な現代のニーズに即した就労要件とすべき。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブでは、低学年については就労等により、放課後保護者がいない時間が長くなってしまう児童を、全員受け入れることとしており、「日中（正午以降）4時間以上不在である」等の利用要件を定めています。一方、放課後子どもひろばを全小学校で実施し、保護者の帰宅まで小学校内で安心して過ごせる環境を整えています。</p>
52	14 放課後の居場所の充実	<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>落合第四小学校では、時間延長放課後子どもひろばが廃止され、学童機能付きひろばとなった。学童クラブ新設決定時、定員超過を想定して、4年生以上対象のおちよんクラブ（機能付きひろば）実施延長を希望したが却下され、放課後や土曜日の居場所探しが困難な子どもが続出した。おちよんクラブ継続不可の理由に「おやつ部屋の確保困難」があったが、懸念していた通り定員を超えてしまい、多い時は60名定員の学童クラブを80名が利用している。</p> <p>父母会のスペース拡充要望は無視され、具合が悪い子の静養スペースさえ確保出来ないのに、機能付きひろばを平成28年度から実施する際、おやつ部屋をどう確保するのか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>落合第四小学校内学童クラブの定期利用は、最大62人の登録がありましたが、平成27年10月1日現在は58人で、定員内に収まっている状況です。出席人数が60人を超えた日は、学校長期休業期間の3日間のみで、平成27年10月の平日の平均出席人数は、44人でした。</p> <p>なお、平成28年度から実施予定の学童クラブ機能付き放課後子どもひろばでは、おやつ提供の際に専用のスペースを確保する予定です。</p>
53		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>落合第四小学校では、2階で学童クラブ、1階で機能付きひろばを運営するが、利用予定保護者にどのように説明するのか。</p> <p>説明時は、児童福祉法で定める学童クラブの基準と法の定めがないひろばの違いを明確かつ的確に伝え、その差が利用料の差であると周知徹底してほしい。（学童クラブ96,000円/年（延長利用の場合）vsひろば24,200円/年（延長利用&おやつ利用））</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>学童クラブ機能付き放課後子どもひろばと学童クラブの違いについては、学童クラブ利用申請書配付の際にチラシを同封するとともに、学童クラブの申請受付時や各小学校の新1年生保護者会などで丁寧に説明していきます。</p>
54		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>落合第四小学校内学童クラブは1～3年で定員を満たし、4年生以上は利用できないが、近隣の戸塚第三小学校は児童館併設の学童クラブがあり、6年生まで利用可能で、施設面も大変充実している。</p> <p>同じ区民ながら格差が生じており問題である。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>落合第四小学校内学童クラブの定期利用は、最大62人の登録がありましたが、平成27年10月1日現在は58人で、定員内に収まっている状況です。</p>
55		<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>学童クラブを利用したい子は学童クラブへ！の早急な実現のため、学童クラブの拡充と、高学年の居場所としての児童館の充実を望む。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、これまで子どもの成長段階や家庭状況に応じた放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。今後も、さらに学童クラブの需要増が見込まれる地域は定員拡充を検討していきます。</p> <p>また、児童館においても研修の充実や利用者アンケート等での要望を運営に反映させるなど、さらに質の充実を図っていきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
56	14 放課後の居場所の充実	<p>《「放課後の居場所の充実」について》</p> <p>学童クラブの拡充という要望に対し、予算・資源に限りがあるため、機能拡充ひろばを実施して様子を見るとの回答が続いており、納得できない。子どもに掛けるべき予算を割かず何をするのか。育てしやすい街を目指すなら、他自治体(文京区・目黒区等は除く)が後回しにする学童クラブ問題に積極的に取り組み、他区との優位性を見出すべき。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、これまでも子どもの成長段階や家庭状況に応じた放課後の居場所を選択できるよう、学童クラブ、児童館、放課後子どもひろば事業を推進してきました。今後も、保護者の就労や疾病等のため放課後に家庭で継続的な保護が受けられない小学生の生活拠点として、学童クラブ事業を充実させていきたいと考えています。</p>
57	15 ① 子ども家庭支援センターの充実	<p>《子ども家庭支援センターの充実について》</p> <p>小学校低学年だけでなく、全学年の学習支援教室を、子ども総合センター及び4か所の子ども家庭支援センターに加えて、全学童クラブで実施してほしい。</p> <p>子どもの貧困対策の実態調査やニーズ・課題の調査研究を待っている間にも貧困の連鎖は続いている。子どもの学力を保障し、自己肯定感を高めることは、未来の納税者を育てることにもつながるし、この地域で育って良かったという子どもや保護者を育てていきたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>学童クラブでは学習支援教室は行っていないが、学習の習慣を身につけるよう、毎日声かけを行い、学習の機会を保障するよう努めています。</p> <p>なお、高学年の学習支援については、教育委員会で「放課後等学習支援」を行っています。子ども総合センター及び子ども家庭支援センターでは、こうした学習支援に関する取組みにつながるよう、低学年から継続して支援していきます。</p>
58	16 子どもから若者までの切れ目のない支援の充実	<p>《子どもから若者までの切れ目のない支援の充実について》</p> <p>全体として施策体系と計画事業の間で抜けていることが気に係るが、若年層に対する取組みとして、例えば、カフェ難民や、18歳選挙権を目前とした今、18歳前後への区としての取組みはどのようなものがあるか。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>若者が自立するためには、義務教育終了前からの切れ目のない支援体制を構築することが必要です。引き続き、子ども家庭・若者サポートネットワークでは地域や関係機関と連携しながら、虐待や不登校の防止、子どもの発達支援など、子ども、家庭、若者に関する課題に地域ぐるみで取り組んでいきます。</p> <p>また、一人ひとりの相談に適切に対応し、よりよい支援につなげることができるよう、関係機関の連携を更に強化する仕組みづくりを検討していきます。</p>
59	19 ① 出産・子育て応援事業	<p>《妊娠期からの子育て支援について》</p> <p>育児パッケージ(こども商品券)配布の具体的な事業内容を知りたい。</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>妊娠期からの子育て支援の一環として、妊婦が抱える不安の軽減、リスクの早期発見を図ることを目的とした出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく)を平成27年10月20日より開始しました。区内のすべての妊婦の方を対象に、保健センター、健康推進課で看護職との面接を行い、支援の必要な方、希望される方には支援プランを作成して継続的な支援を行っています。面接をした妊婦の方には、後日、こども商品券(妊産婦、乳幼児向けの商品購入等に使用できる商品券1万円分)をお送りしています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
60		<p>《出生率の向上支援について》</p> <p>「出生率の向上支援」を「計画事業19 妊娠期からの子育て支援」に追加してほしい。</p> <p>出生率低下による人口減少は先進諸国の共通課題である。生活が豊かになり、子どもを育てるコストが高くなり、女性の自己実現の欲求が高くなると、出生率は低下する傾向となる。</p> <p>出産は極めて個人的な問題であり、人生観の反映だからそう簡単には変わるものでもないとされているが、なんとかしなければならない。日本人が地球から消えてしまわないように対策が必要である。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>妊娠期からの子育て支援の一環として、妊婦が抱える不安の軽減、リスクの早期発見を図ることを目的とした出産・子育て応援事業(ゆりかご・しんじゅく)などにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援を実施していきます。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度の実施を通して、従業員の育児休業の取得が進んでいるなど、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業を認定し情報誌などで公表することで、子育てしながら安心して働ける職場環境づくりを支援しています。</p> <p>このような取組みによって、安心して子どもを産み育てる環境を整備していきます。</p>
61	子育て支援施設全般	<p>《病児保育利用における助成について》</p> <p>文京区、千代田区、渋谷区、足立区、北区のように、病児保育利用時の料金助成をしてほしい。区の病児保育は1歳以降しか利用できないが、保育園には0歳での入園が半数以上。入園当初は感染症に掛かりやすく、保護者も会社を休まざるを得ない。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区の病児・病後児保育室(アリエル四谷・新宿いるま保育園)及び病後児保育室(オルト保育園・新宿こだま保育園・原町みゆき保育園)では、病児・病後児を対象としています。安全に保育するための要件として、0歳児については離乳食が完了している児童を対象としています(原町みゆき保育園のみ満1歳以上の児童を対象)。</p> <p>ご意見にある助成制度については、利用しやすい制度とするための一つの方策として、今後の検討課題と考えています。</p>
62		<p>《区立幼稚園について》</p> <p>近隣の幼稚園が存続する中、区立幼稚園の定員割れへの対応等こそ行政が判断すべき。</p> <p>学童・児童館は需要があるが、落合第四幼稚園は、各学年の人数が少なく、保育園児を参加させて運動会を実施している。人件費や施設維持費は税金から出ており、需要が低いのに存続させる必要はあるのか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>平成27年3月に策定した「次世代育成支援計画(第三期) 子ども・子育て支援事業計画」には、平成31年度分まで幼稚園等(幼稚園と認定こども園の幼稚園機能枠)のニーズ量の見込みと確保数(定員数)を示しています。この中で平成27年度と31年度のニーズ量を比較すると、3,036人から3,306人へと270人の増となっています。こうしたニーズ量の変化に対して、公私立幼稚園・認定こども園が緊密に連携し、適切に対応していきます。</p> <p>また、教育委員会では、区立幼稚園と保育園の交流を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図っています。現在、多くの区立幼稚園が公私立の保育園等と合同でドッジボール大会等の行事を開催するなど積極的に交流を行っています。落合第四幼稚園の運動会における保育園児の玉入れへの参加についても、こうした取組みの一環で行っています。</p>
63	環境ICTを活用した教育	<p>《学校教育の充実について》</p> <p>小学校の6年間は読み書き・計算を大切に考え、電子黒板やタブレット授業は遠慮してもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>小学校教育における読み書き・計算は、その後の学習活動や生活の基礎となる重要な部分であり、引き続き着実に習得できるよう取り組んでいきます。</p> <p>一方、よりわかりやすく、質の高い授業が求められているなか、教室用ICT機器を活用した授業が有効であり、児童・生徒の学習意欲をより一層引き出すために効果的であると考えています。</p> <p>今後も、読み書き・計算等の基礎学力の習得を大切にしながら、タブレットや電子黒板等のICT機器を活用した教育環境の充実を推進していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
64	29 ① 教 育 統 文 推 進 理 解	<p>《日本文化に関する教育について》 「日本文化の再発信」をコンセプトに、日本文化、新宿の文化、伝統工芸などに関する教育を推進してほしい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。 2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機として、「おもてなし」の精神を含めた日本の伝統文化や、新宿区が誇る「ものづくり」の優れた技術・技能等を学ぶ体験教室を通じた学習を一層推進していきます。これにより、児童・生徒が日本や新宿区の伝統・文化について理解を深めるとともに、これらを世界に発信していく能力や態度を育てていきます。</p>
65	37 ② 地 区 協 議 会 活 動 へ の 支 援	<p>《地区協議会のあり方や財政的支援について》 地区協議会は「地域の課題解決の場」として設置されているが、10地区の中にはその目的が果たされていない地域もある。 例えば、学童クラブは地区の青少年育成や子育ての課題だが、残念ながら落合第一地区協議会には子育てに関する分科会がない。落合第二地区協議会にある「子育て」や「高齢者」などに関する分科会の代わりに、「環境」関連の分科会が多く、委員からも地域の課題解決の場になっていないとの声も聞かれる。 予算の多くがフェスタ展示などに使われていたり、異論を受け付けず、討論ができないので辞めてしまった公募委員もいる。 2,000万円を超える税金が使われているので、地区協議会のあり方や財政的支援についての検討を進めてもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。 地区協議会は結成して10年が経過しました。結成当時は10地区が同じスタートラインに立っていましたが、結成後10年間の活動の中で、それぞれの地域の特性に応じた活動になり、多様化しているのが現状です。 第三次実行計画の中では、各地区の特性に合った効果的で効率的な活動支援策を検討し、方向性を決定していきます。</p>
66		<p>《地区協議会活動への支援について》 自分の居住地区の過去の活動状況を振り返ってみると税金の無駄遣いでしかない。町会の役員がメンバーに入っているが、協力が得られていない。参加者の意向のみが強く反映されている状況のため、解散すべきではないか。</p>	
67	住 民 参 画 全 般	<p>《町会等への参画について》 町会未加入者や新住民そして企業や働く人の参画が全て見えてこない。例えば、新しい町会として「新宿外国人町会」や「企業(区民)メンバーズ」といった「知域づくり」の戦略が急務である。</p>	<p>ご意見として伺います。 町会は、地縁を軸に結びつき、隣近所で共通する様々な課題に取り組み親睦を深めている団体です。ご提案の「新宿外国人町会」や「企業(区民)メンバーズ」は、国籍や職業などを軸とした団体であり地縁による団体ではないため、このような町会を区が設立することはしていません。 しかし、町会未加入者や新住民の皆様が町会活動に参加していただくことは、第三次実行計画の中でも引き続き重要な課題として、加入促進に向けた町会自治会活性化支援に取り組んでいきます。 また、多くの皆様に、様々な分野の地域活動を担っていただけるように、NPO等の活動、生涯学習・地域人材交流ネットワークについて、広くお知らせするとともに、参加しやすい仕組みづくりを進めます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
68	45 防道 災路 性・ の公 向園 上の	<p>《公園の防災性の向上について》</p> <p>公園の防災性の向上について地域住民や子どもと議論し、新たな公園づくりをして欲しい。公園は地域の「顔」である。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。公園の改修等を行う際には、防災の視点も取り入れ、災害用トイレやかまどになるベンチ・スツールなどを整備しています。また、「73 みんなで考える身近な公園の整備」では、地域の方や利用者のご意見を伺いながら、公園の整備をしています。今後も、公園の改修を行うにあたっては、地域のご意見を踏まえて、防災性の向上に努めていきます。</p>
69	45 ① 道路 の治 水対 策	<p>《樹木の保全について》</p> <p>新宿区弁天町135番地に生育しているムクノキの大木に対して、現在地主の意向による伐採計画が持ち上がっている。それに反対し、ムクノキの保全を求める声が地域で高まっている。</p> <p>なお、①弁天町は「旧河道」と言える、②大雨による水害が各地で増えている、③木には保水力があるという点から考えると、弁天町のムクノキは大木で根が土壌中に深く広く張っており保水力が多いので、低くて湿気たまる地盤で排水の役割を果たしてくれる。また、この根は「旧河川」の弱い地盤を支える働きもしており、強い地震による地盤の揺れを緩和する。ムクノキの保水力が除去されれば、豪雨の時の弁天町アパートの冠水・浸水被害の危険性が増し、土壌の浸潤により地域一体の地盤の脆弱化が進むことになるので、ムクノキはこの土地の水害対策として必要な地下調節池としての木であると言える。さらに弁天町のムクノキは、①水害防備保安林、②土砂崩壊防備保安林、③保健保安林、④風致保安林の4種に該当すると思われるため、一つの「保安林」であると言えるのではないかと。</p> <p>以上により、弁天町のムクノキが伐採されず保全の方向で審議されることを強く要望する。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。区は、これまでも民有地や公有地に残っている貴重な樹木の保存に努めてきています。今後も、既存のみどりを守るとともに、まちの中でみどりにふれることのできる新宿らしいみどりのまちづくりに取り組んでいきます。</p> <p>ムクノキについては、今までも保存するよう要望してきましたが、今後も引き続き、所有者に保存を働きかけていきます。</p>
70	47 災に多 思よ様 想るな の多主 普世体 及代と 啓への 発の連 防携	<p>《災害に強い体制づくりについて》</p> <p>避難所運営について、町会長の意識がまちまちで、訓練するか否かも「高齢だからめんどくさい、大変だ」と言われ、若いPTA世代との温度差がある。</p> <p>近々大地震が来るかもしれないと言われているが、避難所の運営は町会主導で大丈夫なのか。避難して終わりではなく、避難所運営の方が大事である。運営は、いかに身体が動くかということも大事だと思う。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。地域防災力の向上を図る上で、防災活動の担い手の固定化、高齢化及び不足への対応が課題となっています。区は、社会福祉協議会、区内ボランティア活動団体やサークル、企業等と連携し、地域防災の担い手の育成と多世代への防災思想の普及を行っていきます。避難所の運営についても、町会・自治体等に加え、多様な主体が参加し、協力・連携して行うことができるよう取り組んでいきます。</p>
71	48 難配女 所慮性 運をの 営要視 体す点 制るを の方踏 充へま 実のえ 避た	<p>《避難所運営マニュアルの見直しについて》</p> <p>危機管理課において平成27年6月24日に「〇〇学校避難所運営管理マニュアル(標準版)」が改定策定されており、この中で避難所において配慮を要する方への支援のマニュアル事項が記載されている。平成28年度から計画の避難所運営マニュアルの見直しとは、具体的に何を行うのか。</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>避難所運営管理マニュアル(標準版)についてはご指摘のとおり、平成27年6月に改定し、マニュアルの役割の明確化や記載を時系列に整理するとともに「女性の視点」を反映させるなどの改定となっています。</p> <p>第三次実行計画(素案)に記載の「避難所運営マニュアルの見直し」とは、前述の標準版マニュアルを基に、各避難所の特性を反映させた避難所運営管理マニュアル作成の促進をすることを指しています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
72	災害対策全般	<p>《新宿の高度防災都市化と安全安心の強化について》 以下の事業の追加を提案したい。</p> <p>(1)避難所設営・運営を円滑にするため、関係者と協議 (2)災害用トイレの充実 (3)災害時の観光客対応への本格的な取組み (4)災害時のボランティア受入れについて、区独自の体制確立、関係者と協議 (5)「初動100日のタイムスケジュール」と「初動100日の時間計画」の策定</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>(1)現在、各避難所に避難所の運営を担う町会・自治会(防災区民組織)、学校、PTA、防災機関、区による避難所運営管理協議会を組織し、災害発生時の自主的かつ円滑な避難所運営管理を目的に協議を進め、毎年、避難所防災訓練を実施しています。今後も、協議会を中心に、関係者間の協議を行っていきます。</p> <p>(2)災害用トイレは、避難所となる区立の小中学校や区立公園に整備しており、経常事業として引き続き取り組みます。</p> <p>(3)新宿駅を中心に観光客などの帰宅困難者対策を推進しています。特に、東京オリンピック・パラリンピックの開催などに伴い、外国人観光客の増加が予想されます。区では、帰宅困難者一時滞在施設を確保するとともに大型ビジョン等を利用した情報提供や標識などの外国語表示などについても推進していきます。</p> <p>(4)区では、災害発生時に新宿スポーツセンターに災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入れを行うとともに情報や資機材の提供を行うこととしています。また、日ごろからNPO等との意見交換会などを通じて連携に努めています。</p> <p>(5)新宿区地域防災計画では、時間的な経過を踏まえて、災害発生前の予防対策、発災後の応急対策、復旧対策を示すとともに、区民、事業者、防災機関及び区のそれぞれの役割と責務を定めています。災害発生時は、地域防災計画に示した対策を中心にその規模に応じた柔軟な対応を行うものと考えます。</p>
73		<p>《新宿の高度防災都市化と安全安心の強化について》 以下の事業の追加を提案したい。</p> <p>災害時の緊急医療と区民の医療継続・応急医療確保のため、区医師会と協議</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>災害時は、発災から概ね72時間以内が、医療ニーズに対し、医療資源が圧倒的に不足する状況にあります。このため、区は、区内10か所の避難所に医療救護所を設置し、救護活動を行うこととしています。医療救護所ではトリアージ(患者の振り分け)により、軽症者は医療救護所で応急処置を行い、中等症者や重症者は近隣の大病院など指定されている災害拠点病院等へ搬送します。</p> <p>新宿区医師会とは、災害時の医療救護活動について協定を締結しており、医師は予め指定されている医療救護所に参集し活動することになっています。限られた医療資源と人材を有効に活用し、一人でも多くの命を助けるためには、医療救護所を速やかに開設し運営することが重要です。そのため、区では、医師会と協議を進めるほか、地域の方々と協力して、平成25年度から順次、医療救護所訓練を実施し、災害時の医療活動に備えています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
74	災害対策全般	<p>《危機管理(防災)関係について》</p> <p>現在、「安全・安心」という枠組みの中ですべてが遂行されているが安全を担保することは行政の区民に対する責任であり、安心は納税者である区民の権利と考え、全ての防災関連事業を組み立て直してほしい。</p> <p>また、危機管理の観点から、「情報危機管理」と「健康危機管理」の概念を区行政に導入してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、災害や犯罪などから区民の生命、身体、財産を守るため、地域防災計画や新宿区民の安全・安心の推進に関する条例等に基づいて災害対策と犯罪のない安心なまちづくりに取り組んでいます。</p> <p>また、「情報危機管理」については、情報セキュリティ規則に基づき、「健康危機管理」については、「健康危機管理マニュアル」を作成しており、これに基づき、新型インフルエンザや蚊媒介感染症対策に関する個別の行動計画を策定しています。</p> <p>このように、危機管理については、区として横断的な対応を行っています。</p>
75		<p>《災害対策について》</p> <p>災害・救急医療体制の充実の視点が抜け落ちている。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>災害時の医療体制については、新宿区地域防災計画に定めています。また、第三次実行計画では、医療救護所用の医薬品や資器材の更新を行うほか、医療救護訓練を通じて体制の充実を図っていきます。</p>
76	52 重点安全 地区推進 の地域 活動活 動強化	<p>《防犯カメラの維持管理について》</p> <p>中落合一丁目みどり町会では防犯カメラの導入について検討している。</p> <p>プライバシーとともに悩ましいのはランニングコストである。戸塚警察署の話ではランニングコストは町会が負担するというので、役員会でも問題となっている。</p> <p>安心なまちづくりは住民のネットワークが大切であると思うが、防犯カメラの設置維持は町会がすべきなのであろうか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、安全推進地域活動重点地区の地域団体に対し、活動を支援することを目的として、防犯カメラの設置について東京都と協働で、初期費用を補助しています。ランニングコストについては、設置する地域団体に負担してもらっています。</p>
77	57 空家等 対策の 推進	<p>《空き家対策について》</p> <p>空き家等の適正管理に関する条例ができたが、区内で空き家がかなり増えており、ホームレスの入り込みや火災、児童の連れ込みなどの事案もある。持ち主の入院や認知症発症などで取り壊しが困難な場合が多いと思うが、税金を使っての取り壊しは年に何戸ほどあるのか。</p> <p>空き家対策や更地活用は実施が大変だと思うが、そうした空き家を区で買い取って備蓄保管庫にするなど、予算化は難しいのか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新宿区空き家等の適正管理に関する条例施行後、区が空き家等を取り壊したことはありませんが、管理不全な空き家やいわゆるごみ屋敷などについて調査や指導を行っています。新宿区の特長として、民間の経済活動により空き家の売買が活発におこなわれていることや、空き家の買い取りには多額の費用がかかることから、区で空き家を買収することは考えていません。空き家の有効活用については、平成29年中に策定する予定の「空家等対策計画」の中で検討していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
78	57 空家等対策の推進	<p>《空家等対策について》</p> <p>「空家等対策の推進」の計画において、再建する意図がない、あるいは、相続人がいない朽ちた空家は、家主の了解のもと、平地として質の高い緑化を実施する。決して粗放化、管理放棄地にしない。ディベロッパーには利用させない。税・管理の方法は別途考えてほしい。</p> <p>今後、都市は縮小していく。発展途上で起きている人口膨張と生活レベルの向上に寄与するために、ディベロッパーは多様な経験を活かし、海外活動にシフトしてほしい。800万戸の住宅が空き家になっている現状では、もう日本で新築住宅はほとんど必要ない。質の良い空き家住宅を健康・快適な省エネ型に改造し利用すればよい。ディベロッパーの海外活動に期待する。普段から日本人の消極さを感じているが、中国・韓国の海外への勢いをぜひ見習ってほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>空家等対策計画の策定に際しては、空家等対策実態調査を行い、区の空家の現状の把握と分析を行ったうえで、地域特性を踏まえた空家の適切な管理促進や有効活用について検討していきます。</p>
79	犯罪対策全般	<p>《犯罪対策について》</p> <p>「個別施策3 暮らしやすい安全で安心なまちの実現 ①犯罪のない安心なまちづくり」とあるが、犯罪対策として重大な欠陥がある。犯罪対策には、機会論と原因論があるが、原因論対策が疎かになっている。原因論を追究することにより、現社会の闇の部分の浮き彫りになり、新宿区の犯罪対策になると思う。徹底的に検討し、犯罪の芽を摘み取ってもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>誰もが安心して集えるまちとなるために、犯罪が起きず、また犯罪の実行もできなくなるように区・警察・地域住民が連携して、安全・安心なまちづくりを強化していきます。</p>
80	59 新宿駅周辺地区の整備推進	<p>《賑わい都市・新宿の創造について》</p> <p>以下について調査費計上を提案したい。</p> <p>「59① 新宿駅周辺の整備推進」は事業内容が分からない。新宿駅東口駅前広場は、歩道が歩行者の流れを著しく阻害し、防災上も危険なため、JR新宿駅東口駅前広場の改善を行うこと。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>「59① 新宿駅周辺の整備推進」では、新宿駅東口及び西口の駅前広場の整備や、駅直近地区のまちづくりを行うため、靖国通り地下通路延伸を実施します。</p> <p>新宿駅東口駅前広場については、東西自由通路や新宿通りモール化等を考慮した、歩行者中心で、新宿の顔に相応しい空間として、駅直近のまちづくりと一体的に進めていきます。</p>
81	81 新宿駅周辺地区の整備推進	<p>《賑わい都市・新宿の創造について》</p> <p>以下について調査費計上を提案したい。</p> <p>新宿通りが新宿のシンボルとして輝き続け、全国の繁華街の見本となるよう、新宿通りモール化について調査費を計上すること。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>新宿通りの歩きやすく魅力的な歩行者空間（モール化）に向けて、「58② 新宿通りモール化」において調査費を計上しています。</p>
82	64 ② 内のユニバーサル観光案内	<p>《観光案内標識の整備について》</p> <p>英語、中国語、韓国語、可能なら東南アジア諸言語で表記することを明記してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>観光案内標識の整備は、東京都観光案内標識設置事業の一環として実施しており、都の「案内サイン標準化指針」に則って整備します。指針では、使用する言語については、地図面は、日本語及び英語の2言語、凡例は、日本語・英語・中国語(簡体字)・韓国語の4言語を基本としています。</p> <p>他の言語での表記の必要性については、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックとその後の来街者の状況を見ながら、視認性等も考慮し、検討していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
83	67 ① 道路の改良	<p>《道路の被覆対策について》</p> <p>温暖化対策として環境に配慮した道路表面の被覆対策がある。遮熱・保水・透水性等の技術があるが、道路事情(車道・舗道・交通量・道路勾配・周辺環境等)を調査して、最適な工法で被覆対策を実施してもらいたい。遮熱塗装は寿命が課題である。保水・透水性舗装は、構造がポーラス(多孔質)なため、太陽熱・風等により熱しやすく冷めやすい被覆である。さらに粒子間に水分を蓄えるため、冬季には凍結し道路が滑り、車の運転に注意が必要である。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。道路の温暖化対策として、環境に配慮した道づくり事業で、遮熱舗装を実施するとともに、道路の改良や補修等に合わせ、保水性舗装や透水性舗装を実施します。道路の改良にあたっては、現場の状況を考慮し、最適な工法で実施するとともに、遮熱性舗装の寿命を踏まえ、適切な再舗装等を行っていきます。</p> <p>なお、区内では、遮熱性舗装の構造を原因とする蓄熱・放熱及び道路の凍結等による支障は発生していません。</p>
84	69 自転車走行空間の整備	<p>《歩道内の自転車道整備について》</p> <p>「新宿区景観まちづくり計画」の一部改定「新宿区景観形成ガイドライン」の改定のパブコメ(平成26年11月)質問回答(No. 44)では、「外苑東通りから江戸川橋通りまでの区間については、歩道の改修工事の予定は現在ありません」となっている。歩道内の自転車道整備を計画しているのか。景観と地区計画課の考え方と違う。</p>	<p>ご質問にお答えします。</p> <p>自転車走行空間の整備については、第三次実行計画の策定にあたって、新規に計画事業としたものです。</p> <p>これに伴い、整備路線を検討し、早大通り(外苑東通り～江戸川橋通り)をその1路線としました。道路の状況や交通量等を踏まえて、どのように整備できるか調査検討を行ったうえ、設計及び整備を進めていきます。</p> <p>「新宿区景観形成ガイドライン」改定時のパブリック・コメントへの回答に際しては、景観と地区計画課が道路課に状況を確認し、当該時点では歩道の改修工事の予定がなかったところですが、今後、自転車走行空間の整備にあたって歩道を改修する場合には、「新宿区景観形成ガイドライン」改定時のパブリック・コメントでご意見を頂いた、歩道の色彩、段差や積雪時の滑り防止について配慮していきます。</p>
85	交通環境整備全般	<p>《賑わい都市・新宿の創造について》</p> <p>以下について、調査費計上を提案したい。</p> <p>(1)「67 人にやさしい道路の整備」の事業費は、調査費かと思われるが、狭すぎる歩道幅と段差は交通弱者にとって深刻な問題なので、交通弱者にやさしい道づくりのため、本格的できちんとした調査を行うこと。</p> <p>(2)「69 自転車走行空間の整備」と「70 自転車適正利用の推進」の内容が不明なので、自転車置場の改善に向けて、以下の提案をする。</p> <p>①自転車、バイクの定期利用駐輪施設は歩道利用でなく恒久施設を建設することとし、駐輪場に関する基本方針に位置付けるため、審議会等で検討すること。</p> <p>②自転車の一時置場の増設</p> <p>③歩道上の放置バイクの取締り強化</p> <p>④駐輪施設利用制度と料金の見直し</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>(1)安全で快適な歩行空間を確保するために、交通弱者の視点に立つことは重要と考えています。区は、地域の方や交通管理者とも連携して調査を行い、道路を整備していきます。</p> <p>(2)</p> <p>ご提案の「69 自転車走行空間の整備」では、自転車が安全に走行できるよう、区道上に自転車の走行空間を整備します。</p> <p>「70 自転車等の適正利用の推進」では、自転車等の正しい利用や駐輪場等の整備に関する事業を行っており、この中で、交通量調査や区民アンケートも実施していきます。</p> <p>①駐輪場等のあり方については、自転車等駐輪対策協議会を開催して検討を行い、「70① 自転車等に関する総合計画」の中で、基本的な方針を定めていきます。</p> <p>②一時利用ができる駐輪場へのニーズが高まっているため、駐輪場を設ける際には、一時利用駐輪場の整備をあわせて進めています。</p> <p>③歩道上の自動二輪車の取締りは警察が行っており、定期的に取り締りを行うよう、要請していきます。</p> <p>④自転車駐輪場等の利用状況を踏まえ、今後の検討課題としていきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
86	71 新宿らしいみどりづくり	<p>《新宿らしいみどりづくりについて》</p> <p>新宿は騒がしい商業地というイメージであったが、実際に住んでみると落ち着きのある良いまちだと感じた。その理由は、家の庭木や公園の木々に江戸の大名屋敷から続く大木や名木が残っており、種類が多く形も面白く、見ごたえがあるからである。新宿御苑や大隈庭園の木々も見事だが、新宿は住宅地にもそのエッセンスがある。</p> <p>みどりの面積が小さくても、この質の高いみどりを維持し、人々が“緑の空気”を吸えるよう、健康と安らぎの場として守り続けてほしい。縄文人の遺跡をはじめ、新宿らしい古い物の博物館や記念館を整備すると同時に、古い時代を生きていて今も生きている生き物を保存し、人に「時間の長さ」をゆったりと感じさせるみどりのまちづくりをお願いしたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。区内には、新宿御苑や大名屋敷跡などのまとまったみどりがあり、また、個人宅や寺社などでも、大切にみどりが育まれてきました。</p> <p>区は、これまでも民有地や公有地に残っている貴重な樹木の保存に努めてきています。今後も、既存のみどりを守るとともに、まちの中でみどりにふれることのできる新宿らしいみどりのまちづくりに取り組んでいきます。</p>
87		<p>《新宿らしいみどりづくりについて》</p> <p>みどりの保全と緑化推進に今後も積極的に取り組んでほしい。区民としても保護樹木の指定に協力したい。また、持ち主が変わると、貴重な樹木が切られる例があり残念なので、区が努力してほしい。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。</p> <p>区では、引き続き区内の貴重な樹木をみどりの文化財として保護樹木に指定したり、屋上や壁面緑化の推進に取り組んでいきます。また、所有者が代っても樹木が伐採されないように、様々な機会をとらえて保存を働きかけていきます。</p>
88	73 みんなで考える身近な公園の整備	<p>《公園の老朽化について》</p> <p>近所にせせらぎの里や落合公園や戸塚公園があるが、雑草に覆われ遊びにくい遊具がある。戸塚公園では滑り台が滑らず、あちこち錆びついていて危険を感じる。この公園は保育所の散歩コースや小学生が放課後に遊んでいる。小さい子から大きい子まで遊べるよう、より新しい機能性のある遊具や人工芝などを整備してほしい。トイレも汚く、利用者は少ないようだ。人気がある公園なので残念である。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>「73 みんなで考える身近な公園の整備」では、地域の方や利用者のご意見を伺いながら、公園の整備をしています。いただいたご意見に沿い、小さい子から大きな子まで遊べるような、機能性のある遊具等を整備した公園もあります。また、トイレも、公園とあわせて改修を行うなど、清潔だけれども使いやすいトイレとなるように順次取り組んでいます。</p> <p>ご指摘いただいた落合公園や戸塚公園についても、より適切に維持管理するよう努めていきます。</p>
89		<p>《葛が谷公園の改修工事について》</p> <p>歴史のある葛が谷の斜面を利用した公園になるよう希望する。トイレのバリアフリー化には賛成である。また、砂場に高齢者に合うような椅子の整備、区民の協力による花の広場、樹木の名札、災害用の飲料水確保のための整備を希望する。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>葛ヶ谷公園の改修にあたり、平成27年度は、地域住民の方と意見交換会を行いました。</p> <p>意見交換会でのご意見などを参考にして公園の改修計画案を作成しています。計画案では、バリアフリーに配慮するとともに、休憩用のベンチや花壇を配置するなど、利用のニーズを反映した魅力ある公園となるよう努めました。</p> <p>なお、災害時の飲料水確保については、東京都が給水所と応急給水槽を整備しています。区内には淀橋給水所及び鶴巻南公園と百人町ふれあい公園の応急給水槽があり、災害時における飲料水については十分確保されています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
90	76 環境学習・環境教育の推進	<p>《環境学習・環境教育の推進について》 環境対策課では、2030年度において、CO₂排出量を2013年度比で24%削減するという計画で、作業を進めているが、国の現状を背景に低炭素と高齢化という枠組みで、住教育による知識と行動力のある人を育てることが重要課題である。住教育とは、自分たちの住環境がどうあるべきか知識と行動の伴った人々を増やすことである。(住民主体には本気度が必要である。) CO₂削減は徹底した省エネ住宅・再エネ活用及びエネルギーのマネジメントを活用したZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)化にあると思う。CO₂P21以降のCO₂削減については、従来方式を改めるべきである。</p>	<p>ご意見の趣旨に沿って取り組みます。 環境学習・環境教育を通じて、区民一人ひとりが二酸化炭素(CO₂)排出量の削減に取り組むことは重要な課題だと考えています。 そのため、区では、区民の方々が二酸化炭素(CO₂)排出量の削減に取り組むための意識向上に繋がるよう、環境学習講座や環境体験学習などを実施しています。ご意見にあるZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)については、国も二酸化炭素(CO₂)排出量削減の重点的な施策としていることから、今後、環境学習講座等を通じて周知を図っていきます。</p>
91	77 ① 資源回収の推進	<p>《資源循環型社会について》 蛍光灯の回収について、平成28年度から実施してもらえようでありがたい。豊島区の教育センター内に蛍光灯の回収BOXが設置されていたが、新宿区でも早々に設置してもらいたい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。 蛍光灯や水銀血圧計、水銀体温計などの水銀使用製品については、平成28年度からも引き続き月2回の金属・陶器・ガラスごみの収集日に、区内約20,500か所あるお近くの資源・ごみ集積所へお出しいただき、区が回収します。その後、専門処理業者へ引き渡し、適切な処理を行います。 今後も蛍光灯等の回収方法について、積極的な周知に努めていきます。 また回収BOXの設置などの回収方法については、他区の実施状況等を把握しつつ、検討を進めていきます。</p>
92	84 記(仮館称の)整備「漱石山房」	<p>《(仮称)「漱石山房」記念館周辺の整備について》 「漱石山房」の住所に近い弁天町135番地にある「巨樹エノキ」とその前の道を、「漱石山房秋冬(区発行)」で紹介されている「漱石の散歩道」の中に取り込み、整備することを提案する。 この巨樹は民有地の所有で現在開発による伐採の危機にあり、地域の「巨樹の弁天町エノキを愛する会」が中心となり呼び掛けている。区でもこの木の保存を検討し、(仮称)「漱石山房」記念館の整備の一環として取り入れることを強く提案する。</p>	<p>ご意見として伺います。 「漱石の散歩道」は、夏目漱石にゆかりの深い街並みや店舗、建物等を選定し、ご紹介するものです。 ご提案のエノキに関しては、漱石とは直接のゆかりは無いものと考えますが、新宿のみどりを保護する観点から、今後も引き続き、所有者に保存するよう働きかけていきます。</p>
93	86 文化の創造と発信	<p>《文化の創造と発信について》 文化の創造と発信のため、以下のような取り組みを行ってはどうか。 ・新宿西口地下街で、新宿や日本の伝統工芸を実演、即売 ・都庁広場や新宿中央公園、北新宿公園などでの盆踊り大会 ・子ども相撲大会 ・都内美術館のような浮世絵展開催と関連商品の即売会 ・東北大震災支援への感謝と来街者へのおもてなしとして、区役所通り等での東北三大祭りの開催</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。 今後の文化の創造と発信の取組みを進めていく中で、事業展開の参考とさせていただきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
94	文化振興施策全般	<p>《まちの歴史や文化等について》</p> <p>夏目漱石、内村鑑三など区にゆかりのある人物や、大久保・百人町の鉄砲隊まつり、盆踊りの開催等が施策推進につながるのではないかと。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、昭和58年に文化財保護条例を施行し、文化財の保護及び活用に取り組んでいます。</p> <p>新宿区には、特に近代以降、多くの文学者や芸術家が暮らし、創作活動を行いました。このような著名な人物の掘り起しを進め、夏目漱石・小泉八雲・坪内逍遙・佐伯祐三ら19名の旧居、終えんの地等21件について区史跡に指定するなど、説明板を設置するとともに、観光マップや区ホームページ等により紹介しています。</p> <p>地域の歴史等に関係が深い伝統行事等についても同様に掘り起しと顕彰を進めており、高田馬場流鏑馬・鉄砲組百人隊・上落合餅つき唄等を区無形民俗文化財に指定するなど伝統行事の保護及び活用に努めています。盆踊りに関しては、歴史の変遷や芸能としての独自性があり、文化財としての位置付けについては今後研究していきます。</p> <p>今後も、土地の記憶・まちの記憶を未来に継承するため、各地域の歴史・文化に根ざした文化財の掘り起しと保護・活用に努めていきます。</p>
95	90 (新旧中央山図中書館学校の活用設)	<p>《新中央図書館等の建設について》</p> <p>計画事業「90 新中央図書館等の建設」について、現在改良工事が進められている状況だと思つので、平成28、29年度は「建設検討」でやむを得ないかと思う。</p> <p>しかし、「新たな総合計画・実行計画での展開」への記載内容が、「引き続き、新中央図書館等の建設について検討していきます」となっており、10年間程度の期間を持つであろう新たな総合計画の期間において、何をするのか、まるで記載されていない状態である。</p> <p>せめて、「〇〇年度を目途に」とか、説明会で説明があった「早稲田大学からの提案についての協議を進め」とか、具体的内容を記載することが必要であると考えます。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>新中央図書館の建設については、早稲田大学からの提案や28年度に策定する新宿区公共施設等総合管理計画を踏まえて、検討していきます。</p> <p>このため、「新たな総合計画・実行計画での展開」の記載は、現時点では素案の通りとなっています。</p> <p>※旧戸山中学校に入っている現在の中央図書館で実施している工事は、拡張及び補強のための工事です(工事予定期間：平成27年7月～平成28年3月)。</p>
96	93 多文化共生のまちづくりの推進	<p>《多文化共生のまちづくりについて》</p> <p>多文化共生の前提となるメリット・デメリット等の議論や、どのように実現するか工程表が必要である。多文化共生とは美辞麗句ではないか。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、外国人が多く住み暮らすことを区の特長として積極的にとらえ、国籍や民族等の異なる人々が互いに文化的違いを認め、理解し合い、地域社会の構成員として、共に生きていく多文化共生のまちづくりを推進しています。</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、区内には今後さらに多くの外国人が居住することが予想され、外国人住民の力を地域の力として活かすための取組みを進める必要があると考えます。</p> <p>このため、平成27年度に実施した新宿区多文化共生実態調査の結果から、地域における多文化共生の課題を把握・分析するとともに、平成28年2月に東京都が策定する多文化共生推進指針の動向を踏まえ、新宿区における多文化共生の推進の工程についても検討していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
97	93 の多 推 進 化 共 生 の ま ち づ く り	<p>《多文化共生フェスティバルについて》 外国の多文化共生フェスティバルでは、100か国前後の国が参加し出展し、7～8か所に仮設テントが設置され、各国の文化(英国はアイリッシュダンス、日本は和太鼓、ハンガリーは民族衣装で舞踏等)を紹介しているものがある。 出展では、イスラエルとイランが隣同士というように、意識的に隔てることはしていない。各国が仲良く和気あいあいに楽しんでいる。各国の人が垣根を取り払って、仲良く平和な生活につながるフェスティバルだと思う。事業の参考にしてもらいたい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。 「大新宿区まつり ふれあいフェスタ」や、「多文化防災フェスタ」など、区主催イベントの参考とさせていただきます。</p>
98	95 行 政 評 価 制 度 の 推 進	<p>《行政評価制度の推進について》 第二次実行計画では基本目標「好感度一番の区役所の実現」に位置付けられていた「行政評価制度の推進」事業が、第三次実行計画では基本政策「健全な区財政の確立」に位置付けられている。今の国政はアベノミクスを基本としており、区政が効果性・効率性に重きを置くことも理解できるが、外部評価は区民サービスの質と効率化を車の両輪とすべきものである。 これまでの経常事業評価や行政コスト計算により、立派に基礎ができた内部評価の拡充を検討するのは良いが、その上に、区民と一体で外部評価を実施するという、23区でも稀な基盤ができあがっている新宿区の先進性を損なわないでほしい。行政評価が更なる進化を遂げられるような区政運営を願う。</p>	<p>ご意見として伺います。 第三次実行計画の策定に当たっては、施策体系が5つの基本政策に再編されたことに伴い、計画事業「行政評価制度の推進」が「健全な区財政の確立」に属することとなりましたが、基本的な考え方は従前と変更しておりません。 区ではこれまで健全な区財政を維持し、将来にわたって安定した行政サービスを提供するため、決算実績や行政評価を踏まえ、事業見直しの徹底と施策の重点化を図ってきました。引き続き、効率性とともにも区民サービスの質の向上を重視した行政評価制度を推進していきます。 また、第三次実行計画においては、行政評価制度が平成30年度からの次期総合計画におけるより適切な施策・事業の進行管理の仕組みとなるよう、行政評価の手法等について検証を行います。その検証結果を踏まえて、見直しを適宜行い、区がこれまで培ってきた評価の文化の更なる進化に向けて行政評価制度を推進していきます。</p>
99	98 区 有 施 設 の あ り 方 の 検 討	<p>《跡施設、跡地の有効活用について》 日本はこれから大きく縮小し、社会的・経済的環境は少子高齢化、コミュニティの希薄化、ストック型社会の到来等が現実化してくる。したがって、建築・不動産についてみると、スクラップアンドビルドの新築市場から、リノベーション(修理・修繕)やコンバージョン(用途転用)の時代に変化していく。有効活用とは、既存の周辺環境も含め、いかにによりよい利用方法や仕組みを提案・実行するかである。工夫をしてもらいたい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。 区では、平成27年度に施設白書を作成し、区有施設やインフラの現況把握と課題の整理を行い、これを踏まえて平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定します。公共施設等総合管理計画は、施設類型ごとの管理や施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。計画を策定していく中で、施設の集約・複合化や多機能化、民間活力の活用など、さまざまな手法を検討していきます。</p>

II 意見要旨及び区の方考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の方考え方
100		<p>《予算と実績について》 予算と実績の差があることは仕方ないが、予実率を縮小する方策を実行してほしい。</p> <p>(1)一部、予算と決算の差(予実差＝額)が大きい事業等があるが、これを額ではなく率で考えて、予算を100とし、実支出が95～105の間に入るような予算編成をしてほしい。</p> <p>(2)当初予算が95未満、106以上になる事業等は、根本的に予算と事業に何らかの乖離があると考えられるため、事業組み立てを再考する指標とすべき。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>予算と執行実績に、乖離があることは効果的、効率的な行財政運営を行う観点から課題であると考えています。予算編成においては、前年度の執行率95%以下で、多額の不用額が生じている事業に着目し、不用額の一定割合を既定経費から削減するなど、予算見積りの精度の向上を図ることとしています。</p> <p>併せて、予算の執行過程における経費の節減などの取組みを通じて、貴重な財源を有効に活用し、より効果的、効率的な行財政運営に努めていきます。</p>
101	区政運営全般	<p>《委託事業について》 現在の委託事業の大部分を、再度総点検してほしい。特に、国・都の補助金等を受けて実施している各事業は、外部委託先選定の公正さについて第三者委員会を設置してもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>区では、工事の請負及び物件の調達等に関する契約について、厳正かつ公平に優良業者を選定するため、副区長を委員長とする新宿区指名業者選定等委員会を設置しています。当委員会では、入札参加者の資格要件の設定や指名業者の選定、指名停止措置などを所掌しています。また、入札結果は、入札経過調書として、開庁時間内にいつでも閲覧できるようにしており、区としては、こうした取組みにより、一定の公正性や透明性は確保していると考えています。</p> <p>現在のところ、ご指摘のような委員会を設置する予定はありませんが、今後も、委託先の公正な選定に取り組んでいきます。</p>
102	区政運営全般	<p>《ファシリティマネジメント関係について》 区に現存する各種施設等や区道を、所有するという概念から利用するという概念へ切り替える方策を研究してほしい。</p> <p>※ファシリティマネジメント＝建築物の効率的な運用のための総合的な管理</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。</p> <p>区では、平成27年度に施設白書を作成し、区有施設やインフラの現況把握と課題の整理を行い、これを踏まえて平成28年度に公共施設等総合管理計画を策定します。公共施設等総合管理計画は、施設類型ごとの管理や施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定めるものです。計画を策定していく中で、施設の効率的な運用など施設のあり方についての検討を行います。</p>
103		<p>《健全な区財政について》 事業予算を大幅に一律(約20%)カットし、それぞれの部署で事業選択をしてもらいたい。日本は財政破たんをした更生会社のようなものである。現世代で国の借金を無くすことは現世代の義務である。各家庭で年間予算の10倍にもなる借金が許されるか。自分の事として考えてもらいたい。</p>	<p>ご意見は今後の取組みの参考とします。</p> <p>国及び地方の長期債務残高が1,000兆円を超える現在、次世代への責任の視点に立って改革を進め、国・地方ともに財政健全化への取組みを強化し、社会保障制度を持続可能なものとする必要があります。</p> <p>本区においては、平成26年度末の基金残高が349億円と、区債残高203億円を146億円上回っていることから、一定の財政対応力を確保していると考えますが、ご指摘の通り、引き続き徹底した歳出抑制や債務の圧縮に取り組んでいきます。</p> <p>区の歳出予算には、生活保護費などの扶助費等一律にカットすることが困難な経費もありますが、行政評価を踏まえ、各部の自主自律に基づく予算編成を行うことにより、一層効果的で効率的な区政運営を推進していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
104	101 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	<p>《人事制度改革について》</p> <p>(1)人事制度において、特に今後、情報管理と健康管理についての一般教養知識の習得が不可欠になると予想する。</p> <p>(2)上記(1)の延長線上で、専門職育成を目的とした高度専門教育(少なくとも大学院前期博士課程程度)が必要となるため、対応した研修課程を早急に構築してほしい。</p> <p>(3)区が多文化共生を推進していることに鑑み、外国語教育を強く推進してほしい。国連の共通言語である英語、フランス語、ロシア語、中国語、スペイン語は必修であり、ハンガール語、タガログ語、ベトナム語の使い手も必要である。</p> <p>(4)人事評価手法の抜本的改革を推進してほしい。専門職、技術職、技能職に参事格の職位を復活・新設し、見合った給与体系を組み立ててはどうか。また、医療関係従事者が優遇されていると思われるのでこれを引き下げ、技術職、技能職の報酬・手当の再考と、特殊技能・知識を有する職員の報酬規程を抜本的に見直してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>(1)新任研修等を通じて、個人情報保護や情報セキュリティを学び、自分の職務に責任を持ち、様々な情報を適切に収集・分析できる職員を育成していきます。また、職員が力を発揮するためには、まず職員自身が健康である必要があると考えています。体の健康に加え、精神的に充実し、バランスの取れた状態にするために、健康管理に関する研修の実施や庁内における相談体制の充実を図っていきます。</p> <p>(2)専門職育成のための大学院受講に関する研修課程の導入は検討していませんが、職員の専門的知識や能力を高めるため、特別区職員研修所の専門性の高い研修に参加することや、国土交通省国土交通大学校等の専門研修の場の提供を行っていきます。</p> <p>(3)より多くの職員が英語などの外国語を話せることが求められていると認識しており、語学力向上のために民間の講座を受講する職員に対し、受講料の一部を助成し、職員の資質向上を図っていきます。</p> <p>(4)区では、目標管理型人事考課制度を実施しており、業績や発揮した能力を評価することで、効率的かつ効果的な行政運営に寄与するとともに、職員の職務能力の向上につなげています。評価結果は、翌年度の職員の昇給や勤勉手当に反映される仕組みとなっています。</p> <p>今後も、職務を遂行する上で求められる能力を適切に評価する仕組みとして運用していきます。</p> <p>また、職位、給料表及び諸手当等については、23区共通基準として定められている事項となっています。</p> <p>職員の職は、職種に応じ職務の複雑性と責任の度合いに基づき分類されています。それに対応する給料表は、特別区人事委員会の勧告を受け定められており、これにより国家公務員、他自治体職員、民間従業員と特別区職員との給与水準の均衡が図られるとともに、職務と職責に応じた給与を支給する仕組みとしています。</p>
105		<p>《職員の育成について》</p> <p>好感度1番ということは庁舎内にいることに限らず、どんどん現場へ行き、区職員の方々の感度を磨き続けていってもらうことだ。職務主義と当事者主義という言葉があるが、区職員は、計画策定のためのリサーチも分析も、そして計画の実施や運営においても、当事者主義に建ち、自分がこの仕事を選んだ原点を常に比較しながら、PDCAを回し続けてもらいたい。</p>	<p>ご意見の趣旨は計画等に取り込んでいます。</p> <p>好感度1番の区役所を目指すためには、区民の立場で考え、仕事をしていくことが重要であると考えています。「新宿区人材育成基本方針」で、「区民の立場で考え、区民と協働できる職員」を目指すべき職員像としており、現場に出向き、区民の暮らしや地域の課題を把握し、政策を立案できる職員を引き続き育成していきます。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
106	103 特別区のあり方の見直しと自治権の拡充	<p>《都区制度改革について》 平成12年以降の、都区制度改革に係わる事業等については、特別区長会をもっと活用するとともに、区民等への制度全般の情報提供と意見具申ができる制度設計を早急に検討してほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。 特別区は、平成12年の都区制度改革において「基礎的な地方公共団体」に位置付けられるとともに、清掃事業の移管や財政自主権の強化が図られました。 特別区長会では、更なる特別区の自治の進展に向けて、都区のあり方についての検討を都に働きかけ、平成18年11月、都区協議会のもとに「都区のあり方検討委員会」が設置され、残された課題の検討を行うこととなりました。 その結果、都区の事務配分については、検討対象444項目中、53項目を「区へ移管する方向で検討する事務」として位置付け、さらに、児童相談所のあり方等の児童相談行政について優先的に検討が進められています。 また、都区間で設置された「東京の自治のあり方研究会」が出した平成27年3月の最終報告で、人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿、課題、東京の自治のあり方の方向性が示されました。 これを受けて、特別区長会では、専門部会において今後の対応についての検討、協議を行うとともに、国・都に対し、更なる事務権限の委譲や税制、財源配分に対する要望や提言などの活動を継続して行っています。 区では、都区制度改革に関する検討・協議や実施内容について、ホームページ等で情報発信を行い、本事業の進捗状況を分かりやすくお示しできるよう努めています。また、区民意見システムや区長へのはがきを活用し、区民の皆様のご意見を伺いながら取組みを進めます。</p>
107	その他	<p>《国民総背番号制度について》 (1)区職員の個人情報の取扱いに係る意識改革を断行するため、各種勉強会を事業部門ごとに通常業務に支障を来さないよう実施してほしい。 (2)本事業の目的は明確でなく、混乱を引き起こしている。区民の安心のためには区職員の意識改革が切迫した問題となる。現状のセキュリティは運用上で齟齬を来す可能性が高いため、対策を考えてもらいたい。 (3)現在、マイナンバーの送付が行われているが、特に高齢者は、カードなどの個人情報の管理が困難な場合もある。資産・所得分野における活用の方向性が明確になるまでは、制度の積極的な推進をすべきでない。</p>	<p>ご意見として伺います。 (1)(2)個人番号を含む特定個人情報については、これまで以上に厳格な取り扱いが求められ、区の職員一人ひとりが常にそのことを認識して事務に当たる必要があります。区では、区民の利便性向上や行政の効率化を目的としたこの制度の理解を深めるための職員説明会や関係部課説明会を適時開催するとともに、特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、個人情報保護や情報セキュリティ、情報の収集・保管・廃棄時の取扱いルールに関する職員研修を実施しています。今後も引き続き、区民の方が安心してこの制度を利用できるよう、職員に対する制度周知や研修に取り組んでいきます。 (2)区は、情報の安全確保のために、外部からの不正アクセス防止やコンピューターウイルス感染防止など、様々なセキュリティ対策を講じています。今後はさらに、国の通知やガイドラインを踏まえて、特定個人情報へのアクセス制御の徹底やインターネットを介した外部との不特定の通信を制限するなどの対策を講じることで、年金機構の事件に見られるようなサイバー攻撃による情報漏えいを未然に防止するなど、これまで以上に情報保護対策に力を入れていきます。 (3)少子高齢社会において、国民生活を支える社会保障制度を安定的に維持していくため、公平・公正な負担と給付を実現するためのマイナンバー制度は、重要な社会基盤であると認識しています。</p>

II 意見要旨及び区の考え方

No.	事業名等	意見要旨	区の考え方
108	その他	<p>《実行計画推進にあたり重要な項目について》 「地域・行政エリア」に留まらない滞在人口75万人対象の区政運営、マネージメント、近隣区と共働する大都市中心部連携、「ハタ(外・他)楽＝はたらく＝①健康、②人と人との関わり、③時間・行動、知恵の提供」という新しいユニバーサルデザインの考え方に立った「就労環境創生」等々、社会的課題と現行事業のすり合わせを行った上で「未知へのPDCA」「未経験への対策」を項目に上げる必要がある。</p>	<p>ご意見として伺います。 新宿区は、商業・業務・居住機能が集積する魅力ある都市であり、こうした多様性に富んだ都市機能や都市環境を活かしてブランド力を高めるとともに、誰もが住みたい、住み続けたいと思うよう、子育て家庭や高齢者、障害者など、誰もが自分らしく生きることができる地域社会づくりに取り組んでいます。 新宿区を含む東京圏は、世界をリードする「国際都市」として発展し、地方と共にそれぞれの強みを活かし日本を引っ張っていく役割があります。 今後も、近隣区と連携してそれぞれの強みを活かしながら、持続的に発展していくことが必要であると認識しています。</p>

3 地域説明会における 意見・質問要旨 及び 回答要旨

平成 27 年 10 月 23 日（金）から 11 月 15 日（日）にかけて、区内 10 か所の地域センターで開催された、新宿区第三次実行計画（素案）に関する地域説明会における、質疑応答の要旨をまとめたものです。

なお、地域説明会での回答内容に加え、必要な場合は回答要旨欄に以下の項目を設けて説明を記載しています。

【回 答】	質疑応答において、別途回答することとなったご意見・ご質問への回答を記載しています。
【検討結果】	質疑応答において、検討する旨回答したご意見・ご質問への検討結果を記載しています。
【所管の見解】	質疑応答において、所管課に伝える旨回答したご意見・ご要望への見解を記載しています。
【補 足】	質疑応答で回答した内容について、補足説明を記載しています。

I 意見一覧

事業番号	素案での 事業番号	事業名等	掲載頁
—	—	実行計画と総合戦略の関係	41
—	—	計画全般	41
—	—	総括表	43
—	—	財政収支見通し	43
—	—	指標	44
—	—	生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実	44
—	—	住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築	44
6	6	高齢者を地域で支えるしくみづくり	45
6①	6①	高齢者総合相談センターの機能の充実	45
6③	6③	「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	46
7	7	介護保険サービスの基盤整備	46
7	7	介護保険サービスの基盤整備	46
13	13	保育所待機児童の解消	47
92	90	スポーツ環境の整備	47
7②	7②	特別養護老人ホームの整備	47
8②	8②	認知症高齢者支援の推進	47
13	13	保育所待機児童の解消	47
14	14	放課後の居場所の充実	48
21③	21③	児童・生徒の不登校対策	51
22	22	学校図書館の充実	51
26	26	ICTを活用した教育環境の充実	52
27	27	エコスクールの整備推進	52
29	29	東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進	52
35	35	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	53
37①	37①	町会・自治会活性化への支援	53
—	—	災害に強い体制づくり	53
—	—	災害に強い都市基盤の整備	54
—	—	豊かなみどりの創造と魅力ある公園等の整備	54
40①	40①	建築物等耐震化支援事業	54

※ 同一の事業名等に対する意見が複数ある場合は、最初のページを表示しています。

事業番号	素案での事業番号	事業名等	掲載頁
42②	42②	市街地再開発事業助成（四谷駅前地区）	55
44	44	道路の無電柱化整備	55
59	58	新宿駅周辺地区の整備推進	56
60①	59①	南北自由通路の整備	61
64	63	ユニバーサルデザインまちづくりの推進	56
66①	64①	補助第 72 号線の整備	57
66②	64②	百人町三・四丁目地区の道路整備	57
67②	65②	人とくらしの道づくり	57
71	69	新宿らしいみどりづくり	57
77①	75①	資源回収の推進	58
78	76	観光と一体となった産業の創造・連携・発信	58
90	88	新中央図書館等の建設（旧戸山中学校の活用）	58
91	89	地域図書館の整備（落合地域）	58
91	89	地域図書館の整備（落合地域）	59
92	90	スポーツ環境の整備	59
94	92	平和啓発事業の推進	59
95	93	行政評価制度の推進	59
98	96	区有施設のあり方の検討	60
—	—	職員の能力開発、意識改革の推進	60
18	18	ひとり親家庭の生活向上支援の充実	60
101	98	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	60
101	98	区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成	60
—	—	2020 年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組み	61
—	—	その他	61

※ 同一の事業名等に対する意見が複数ある場合は、最初のページを表示しています。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
1	実行計画と総合戦略の関係	<p>現総合計画に基づく第三次実行計画は、計画を見直して今後2年間で進めていくもので、基本政策は今の体系を継承するかと思う。</p> <p>それに対し、新たに区は、国の地方創生の政策に基づいて総合戦略を作り、5つの目標を立てている。</p> <p>整理して説明してもらわないと、どの部分が新宿区のこれまでの施策の大きな流れの中にあり、どの部分が国の政策に基づくものか分からない。</p> <p>自分はマンションの自治会長をしており、マンション住民に伝えるため、「こういった事業を目玉に今後2年間やっていくつもりである」と、まとめていただき、説明をしてもらいたいと思う。</p> <p>* 新宿区人口ビジョン・新宿区総合戦略(素案)に対して同様の意見あり</p>	<p>総合計画と、これに基づく第三次実行計画は、新宿区内を対象とした計画です。第三次実行計画は平成29年度までとなりますので、今までの総合計画の総仕上げとなるとともに、平成30年度からの新しい総合計画への橋渡しの役割があります。</p> <p>そのため、基本構想や総合計画の6つの基本目標を踏まえ、「暮らしやすさ1番の新宿」や「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」など、重点的に取り組む5つの基本政策で整理したものです。</p> <p>一方、総合戦略については、東京圏や日本全体の中で、地方との連携など、区がどのような役割を果たしていくかということを示したものです。</p> <p>国は、東京一極集中是正という中においても、やはり、東京には世界をリードする国際都市としての役割があるとも言っています。このため、新宿区の強みを生かしながら、賑わい都市・新宿を創り上げていくと同時に、地方と共に発展していくため、友好都市との連携をはじめ、様々な地方との連携・交流を進めていくというものです。</p> <p>これに加え、基本目標として、子育てしやすいまちとして選ばれる都市をつくる、心豊かに自分らしく生きることができる地域社会の実現、高度防災都市化と安全安心の強化を掲げていますが、当然ながら、施策としては第三次実行計画と整合を図っていくものです。</p>
2		<p>第三次実行計画には地方との連携はないのか。</p> <p>経常事業にあるものを、あえて総合戦略で目出したのか。流入が多いということは、もともと新宿区は地方との関係でなりたっているのだから、実行計画以前の総合計画で地方との関係を入れられないといけないのではないのか。</p> <p>* 新宿区人口ビジョン・新宿区総合戦略(素案)に対して同様の意見あり</p>	<p>総合戦略と、総合計画及び実行計画は、視点や目的、役割が異なるものです。総合戦略では日本全国や東京圏の中で新宿区の役割を示すものとして、地方と連携し、共に発展していくことを位置づけています。</p> <p>今後、人口ビジョンで明らかになってきた課題や、新宿自治創造研究所で調査・研究している新宿区の特徴などへの対応を総合計画に反映させていきます。</p>
3		<p>第三次実行計画と総合戦略の基本目標が分かりにくい。総合戦略は5つの基本目標からなっているが、都へ出すための順番なのか。第三次実行計画は区民目線で施策が並んでるようだが、総合戦略にある基本目標を第三次実行計画に対応させるように書けば分かりやすいのではないのか。順番は決められているのか。</p> <p>* 新宿区人口ビジョン・新宿区総合戦略(素案)に対して同様の意見あり</p>	<p>第三次実行計画と総合戦略はもともと目的が異なる計画です。</p> <p>総合戦略は、地方と共に発展していくといった日本全国や東京圏の中で新宿区の役割に主眼を置いています。</p> <p>総合戦略の具体的な施策は、第三次実行計画を中心に掲載しています。総合戦略の施策の一覧には、第三次実行計画の事業番号を付番していますので、第三次実行計画のどの事業が総合戦略のどの基本目標に位置付けられているか分かるようになっています。</p>
4	計画全般	<p>計画事業については、実行直前まで関係する区民、地域の方と十分な話をして着手してほしい。十分な話し合いの時間がないまま行政主導で進んでいるのが実態である。</p>	<p>今回の第三次実行計画では地域説明会という形をとりましたが、新たな総合計画策定の際は区民討議会など多くの区民の皆様の参画を得て意見を聞きながら素案段階から作成していきたいと考えています。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
5	計 画 全 般	本日の第三次実行計画事業の説明は素案のどの部分に対応するのか。目新しいものだけ説明したのか、第三次実行計画として新規に計画化したものを説明したのか、素案との対応を教えてください。	本日の第三次実行計画の説明は、全ての事業ではありませんが、5つの基本政策の中で特に目出している新規事業や、拡充事業などを中心に紹介しました。
6		第三次実行計画の冊子は有償か。有償の場合、金額は決まっているのか。	有償です。金額は現段階では未定です。
7		自治基本条例の内容は、文言として記載されていないが、第三次実行計画にはどう反映されているのか。	区の施策は自治基本条例に基づき展開されています。また、新規採用された職員は、自治基本条例に基づいて職務を行う旨を宣誓しており、職員の中に自治基本条例は根付いているものと考えています。こうしたことから、第三次実行計画の中には、自治基本条例は直接含まれてはいません。 ただし、自治基本条例に規定されている新しい地域自治組織や住民投票などの課題があることは認識しています。
8		基本構想策定時には第三者機関を設けて意見をもらっていたと記憶しているが、今回の第三次実行計画等の計画では第三者機関からはどういった評価や意見を得ているのか。	計画事業については、事業が目標達成に向けて取り組まれているかどうか、行政評価を実施しています。行政評価には、区が自ら行う内部評価と、区民や有識者の委員が行う外部評価があり、これらを踏まえて計画の策定や見直しを行っています。
9		外部評価の評価内容自体はどうか。事業が予定どおり進んでいるとか、そうではないとか、どのような意見が出ているか。	第二次実行計画についての外部評価ではそれぞれの事業で課題等はあるものの、概ね良好に取り組まれているという評価を得ています。 これらの評価に基づき、事業の継続や拡充、新規事業として計画を策定しています。
10		第三次実行計画において、事業の成果の検証はどのように行われるのか。	区では、計画事業に対する行政評価を行っており、区が自ら評価を行う内部評価と、区民と有識者による外部評価があります。 計画事業については、毎年度評価を実施し、必要に応じて見直し(ローリング)を行い、PDCAサイクルに基づいた事業を推進しています。 第三次実行計画としても同様に行政評価を実施していきます。
11		第三次実行計画は平成28年、29年の2年間の計画とあるが、説明内容が漠然であり、10年スパンくらいの計画であるような印象を受けた。 2年の期間であれば、年度ごとに何をどのように実行して、2年後にはどのような成果を得ているのか、そういった説明があった方がよいのではないか。	本日の説明資料は計画の全般を説明するものになっていますが、より具体的な計画内容は「第三次実行計画(素案)」の冊子に年度ごとの事業内容や平成29年度末の目標値等を記載しています。
12		計画に記されている事業費について、仮に計画が第二次実行計画とまたがっていた場合には、どのように決算額(事業に係る総経費)を把握すればよいのか。	計画に記載している事業費は予算額となっています。 総事業費については計画事業の終了段階で事業に係る決算額を合計することで確認できます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
13		終了した事業については、何をもって終了したと判断されたのか。第二次実行計画の「73② 落合の文化・歴史資源の整備・活用」はどのような考えで終了したのか。	第二次実行計画の「73② 落合の文化・歴史資源の整備・活用」については、中村彝アトリエの完成をもって「終了」としました。 施設の整備などについて完成した場合に計画事業としては終了し、その後の運営などは経常事業としています。
14	計 画 全 般	平成27年度から比べると、予算の数字が落ち込んでいて、平成29年度では70%くらいになる。特に、区政運営に係る予算が落ち込んでいるが、その理由を教えてください。 基本政策が大きく変わっており、新規・拡充事業等も出ているが、基本政策が変わったことについての考え方を示してほしい。	第二次実行計画と第三次実行計画を比べると、第二次実行計画で終了した施設建設に係る事業も多いため、平成27年度に比べ予算額が減額しています。 5つの基本政策としてどのように大きく変わったか、考え方をどう表現するか検討します。 【検討結果】 第三次実行計画の「1 実行計画の基本的考え方」において、5つの基本政策の考え方を示します。
15	計 画 全 般	オリンピック・パラリンピックを見据えた取組みについて、個別事業を見ても、オリンピックと関連しているか分かりにくい工夫してほしい。	オリンピックに関連する事業は、表記を分かりやすくするよう検討します。 【検討結果】 第三次実行計画の個別事業の事業概要の中で、2020年東京オリンピック・パラリンピック関連事業であることが分かるよう表記します。
16		平成26年度に「高齢者保健福祉計画 第6期介護保険事業計画」と「次世代育成支援計画 子ども・子育て支援事業計画」が策定されたが、素案の151ページからの第二次実行計画との関連表の中で、新規となっているものが、それらの計画に対応した事業であり、全て掲載されていると理解して良いか。	高齢者保健福祉計画の「『地域の活力』を生かした高齢者を支えるしくみづくり」や「認知症高齢者への支援体制の充実」を、第三次実行計画(素案)の計画事業「6 高齢者を地域で支えるしくみづくり」及び「8 認知症高齢者への支援体制の充実」として新規計画事業に位置付けています。 安心できる子育て環境の整備についても同様に、次世代育成支援計画で掲げる基本目標や取組みの方向に基づいた事業を位置付けています。第三次実行計画(素案)に掲載した事業が個別計画の事業を更に拡充した内容であるものについては、個別計画への反映を行っていきます。
17	総 括 表	素案9ページの計画事業費の総括表について、 ①単位を入れてほしい。 ②第二次実行計画と同様に、まちづくり編と区政運営編に分けてほしい。	①第三次実行計画策定の際は単位を記載します。 ②第二次実行計画のまちづくり編が第三次実行計画のⅠ～Ⅲの基本政策、区政運営編がⅣ～Ⅴの基本政策に相当するものです。
18	見 財 通 政 し 収 支	今後2年間、大変大きな事業がたくさんあるが、予算的には十分確保できるのか。	計画の実行に当たっては、予算を担保していくことが重要です。素案5ページに記載のように、「財政収支見通し」を立てて取り組んでいきます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
19	指標	<p>計画事業の主な指標のところだが、例えば待機児童の問題で、現況168人の待機児童がいて、2年後にはゼロにする。すばらしいと思うが、これは何か根拠があって目標の数字が出ているのか。</p> <p>また、成年後見制度の認知度については、現在50%、2年後に60%。2年かけて10%しか上がらない。これは少ないのではないか。</p> <p>学童クラブ利用者アンケートの満足度については、現在80%だが、2年後に85%の満足度となっている。これは2年かけての目標なのに、何故100%と言えないのか。</p>	<p>目標値(指標)は事業の所管課で設定しており、区が自ら行う内部評価と、区民と有識者による外部評価の意見を踏まえ、事業の実績や伸び率などから、現実的な数値を設定しています。例えば待機児童については、保育ニーズの見込み量を調査結果から算出し、見込み量を満たすために計画的に保育所を増設することにより、2年後に待機児童をゼロにしていくための取組みを行っています。成年後見制度の認知度については、相談件数は年々増加傾向にあるなど、制度を必要としている方々への周知は進んでいます。今後は若年層を含めた一般の方々への周知が必要であると考えており、目標を5%/年としています。</p> <p>また、学童クラブ利用者アンケートの満足度については、すべての利用者に満足していただけるような運営を目指していますが、現在のアンケート結果が80%であることを踏まえ、目標を85%としています。</p>
20	健康寿命に命のた延り伸に身向けた取組みで暮らせる	<p>今後ますます高齢化が進んでいくということで、その対応策として介護の充実があるが、後ろ向きの高齢化対策であると思う。運動により元気な高齢者を増やすなど前向きな取組みを積極的に進めてほしい。また、そのような活動に対して支援を行ってほしい。</p>	<p>高齢化率が急激に進展していく中で、地域包括ケアシステムの構築などを掲げていますが、一番最初に「生涯にわたり心身ともに健康で暮らせる健康寿命の延伸に向けた取組みの充実」を掲げています。健康づくりの視点を取り入れた事業の全庁的な展開や糖尿病対策などの生活習慣病予防、がん対策、こころの健康支援、女性の健康支援、食育の推進などを通して積極的に健康寿命の延伸に取り組んでいきます。</p>
21	地域包括ケア地域で暮らし続けられる	<p>地域包括ケアについては、本来、地域医療ケアにしないといけないと思っている。医療が中心にあり、福祉がサポートをするという形で構築してもらいたいが、どう考えているか。</p>	<p>医療は健康寿命の延伸という観点からも、地域包括ケアの重要な役割の一つです。新宿区では地域包括ケアを、できる限り在宅で自立した生活を送れるために、その人にあった医療や介護、日常生活支援等を包括的に提供していく仕組みとして推進しています。</p> <p>今後も、医師会等の協力を得ながら、高齢者総合相談センターを拠点として、医療や福祉等の多様な関係機関の連携により、地域包括ケアを実現していきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
22	住み慣れた地域で暮らすための構築	地域包括ケアシステムの構築では区民一人ひとりを区全体の仕組みの中でどう位置付けていくかを考え、取り組んでいくことが必要である。	第三次実行計画(素案)では、例えば20ページに個別施策「2 住み慣れた地域で暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築」とありますが、これがまさに、区民一人ひとりに対し、医療、介護、住まい、認知症対策といったものをどのように結びつけられるかを施策として整理したものです。 また、計画事業「6 高齢者を地域で支えるしくみづくり」では、高齢者総合相談センターの機能を充実させて、コーディネート機関としての役割を充実させていくとともに、ネットワーク化を図っていきます。
23	住み慣れた地域で暮らすための構築	高齢化が進んでいる中で、地域の人たちが担う高齢者総合相談センターの現行のままではコーディネート機関としての役割やネットワーク化は無理だと考える。 また、横の連携という以上にもっと先のことを考えることが必要である。具体的には単身高齢者や未婚者の増加、外国人が増えるといった中で、まず現実を踏まえ、課題やできることを明らかにして知恵を集めて対応していくことが必要である。	ご意見として伺います。
24	住み慣れた地域で暮らすための構築	今後、高齢化が進む中で、今回の実行計画素案でも力を入れているものと感じているが、第三次実行計画素案9ページの計画事業費総括表において、「I 暮らしやすさ1番の新宿」の事業費が平成29年度に増加しているのは高齢者施策を充実したと考えてよいか。	第三次実行計画では健康寿命の延伸に取り組むとともに、介護が必要な状態になった場合でも、住み慣れたこの新宿区で暮らし続けられるように地域で高齢者を支えるしくみづくりを行っていきます。
25	6 高齢者を地域で支えるしくみづくり	介護保険制度の改正により要支援1、2への介護予防給付が変更となる。今後、新宿区として、要支援1、2で利用されていた方たちに対し、どのように支援体制をとられるのか伺いたい。	区では、介護保険法の改正に対応するため、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の構築を進めていきます。 第三次実行計画では、「6① 高齢者総合相談センターの機能充実」、「6② 在宅医療・介護ネットワークの構築」及び「6③ 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり」を掲げ、高齢者を地域で支えるしくみづくりを推進していきます。 また、併せて「8 認知症高齢者への支援体制の充実」及び「7 介護保険サービスの基盤整備」など、これらの事業を総合的に取り組んでいきます。 具体的には、新宿区高齢者保健福祉計画の中で位置付けていますが、要支援1、2の方については、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業として、同程度のサービスが受けられるように進めていきます。
26	6 ① 高齢者総合相談機能	医師会、歯科医師会、看護師など医療の連携が行われ、それが地域にわかりやすく発信されるようなシステムを創ってほしい。	高齢者総合相談センター機能を充実して、関係機関と連携して在宅医療と介護のネットワークを構築し、高齢者の方々を支えています。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
27	6 ③ 「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり	<p>年度別計画にぬくもりだよりの配布があるが、現在は75歳以上の一人暮らしの高齢者しかもらえず、家族と同居している高齢者には配布していない。</p> <p>どんなにいい情報が掲載されていても、夫婦で暮らして認知症状がある方や支援が必要な方がいても届かない人がいるのは誰もが暮らしやすい環境としてはいかがか。</p>	<p>ぬくもりだよりの配布対象者等について今度どのようにしていくかは所管課に伝え、検討します。</p> <p>【所管の見解】 情報紙「ぬくもりだより」の訪問配布は、既存のサービスや家族による見守りの目が届かない高齢者の安否確認や見守りを目的とした事業であるため、75歳以上の一人暮らしの方を対象としています。訪問配布の方法以外にも、特別出張所や高齢者総合相談センター、地域交流館等で配布することにより、情報の提供に努めています。</p> <p>家族と同居している等の理由により、訪問配布の対象とならない場合でも、支援が必要な高齢者には、高齢者総合相談センター職員が情報紙「ぬくもりだより」をお届けしながら、地域で安心して生活を続けられるよう相談・支援を進めています。</p>
28		<p>第三次実行計画は行政の実行計画だと思うが、区民が行動するともっと効果的なものもある。高齢者を見守り支え合う仕組みづくりなどは、区民がもう少し行動しないといけない。今後の施策を進めていくうえで、行政と区民が一体となって構築していくことが必要である。</p>	<p>区民の皆様と一体となって高齢者を見守るため、情報誌「ぬくもりだより」の訪問配布、高齢者見守り登録事業者の登録拡大、地域安心カフェや地域を見守る人材の発掘育成等に取り組んでおり、今後も計画事業「6③「地域の活力」を生かした高齢者を支えるしくみづくり」に位置付け推進していきます。</p>
29	7 介護保険サービスの基盤整備	<p>ショートステイや小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームなどを増やしていただくことは大変ありがたいが、介護職員がいないために施設を閉めてしまっているところもあるようである。介護職員が勤めやすいような環境にしてもらいたい。介護職員が一番勤めやすいのが新宿区というようになってもらえたらよいと思っている。</p>	<p>介護職員の離職率が高く、人手不足にもなっているということは、区でも認識しているところです。</p> <p>国では、新三本の矢の一つとして、「安心につながる社会保障（介護離職ゼロ）」を掲げており、具体的な施策もこれから展開していくとしています。</p> <p>介護人材確保として、介護報酬の処遇改善、東京都の修学資金貸付制度による資格取得支援、介護職員の初任者研修により人材育成等に取り組んでいます。また、区で実施している介護福祉士の資格取得助成の要件緩和等を検討し、介護人材の確保に努めていきます。</p>
30		<p>介護施設の定員に空きがあっても肝心の職員がいない。施設をどんどん増やすのは結構であるが、やはり介護職員の確保ができていないということが今の実態である。</p>	
31		<p>平成27年6月に下落合駅前にもみの樹園が開設したが、介護人材の不足により入所者は半分にも届いておらず、ショートステイも断っている状況である。整備しても利用できなければ意味がない。区として介護人材不足に対してどのような支援を行っているのか。</p> <p>また、1階の多目的ホールは地域にも開放することになっているが、人手が足りないために、平成28年1月までは使用できないと言われている。開設した施設が区民のためになっているかの検証をしっかりと行うべきである。</p>	

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
32	92137 介護施設 待機児童 環境整備 の解消 の基盤 整備	<p>高齢者施設や保育施設などの施設配置が、一定の地域に偏っている。施設整備の際は地域バランスを考えてほしい。</p> <p>角筈地域には、気軽に利用できる区のスポーツ施設がなく、また、新宿コズミックスポーツセンター等のある地域は非常に遠い。</p> <p>保育施設については、私立幼稚園が廃園し、区立子ども園1か所のみとなり、親が「子どもをこう育てたい」と思っても、選択肢がない状況である。</p> <p>また、介護施設については、民間病院に併設された小規模のものしかなく、費用も月30万円程度と高額で、一般世帯には負担が困難である。</p>	<p>スポーツ施設は、様々な背景や経緯があり、現在の配置となっています。</p> <p>保育施設は、待機児童の多い地域を重点的に整備しているため、結果として整備地域が集中してしまう場合もありますが、角筈地域については、西新宿五丁目、西新宿三丁目の各開発地区内に保育施設を整備する方向で開発事業者と協議を進めており、地域の保育ニーズに合わせて保育施設を整備していきます。</p> <p>高齢者施設については、特別養護老人ホーム等の整備にはある程度の敷地が必要なため、国有地の活用なども含めて検討しています。</p>
33	7 ② 特別養護老人ホームの整備	<p>特別養護老人ホームの整備について、現在、特別養護老人ホームへの入所希望者が1,000人近く待機している状況の中、平成28年度、29年度の目標が検討となっているのはどういった理由か。前倒しでやった方が良いのではないか。</p>	<p>特別養護老人ホームの整備には、敷地を確保する必要があることから、公有地を活用した整備の検討を行っていくものです。また、第6期介護保険事業計画とも調整しながら検討していきます。待機者の方がいることは認識しており、早期に実施できるよう努力していきます。</p> <p>【補足】 富久町国有地の取得等要望に対して、特別養護老人ホームを利用用途とした社会福祉法人への貸付が決定されたことを受け、平成31年7月の開設を目指し、28年度に事業者選定、29年度に建設を行います。</p>
34	8 ② 認知症 推進 高齢者 支援	<p>認知症サポーターの活動拠点を増やすということで、落合第二高齢者総合相談センターも拠点となる計画となっているが、落合第二高齢者総合相談センターは落合第六小学校内に設置されており、門もロックされているのでインターホンを押さないと入れない。相談に来る人も支援者も簡単には行けない。予算を付けて誰でも相談に行きやすい場所に落合第二高齢者総合相談センターを設置すべきである。</p>	<p>高齢者総合相談センターはこれまで、地域の方にわかりやすいように区の施設への併設を進めてきました。ご指摘の落合第二高齢者総合相談センターについては、落合第六小学校内の旧幼稚園舎を活用しているため、セキュリティ上、外部からの入館に制限を設けており、現状の対応を継続したいと考えています。</p> <p>なお、高齢者総合相談センターでは、来所相談だけでなく、積極的なアウトリーチによる訪問相談も行っています。</p>
35	13 保育所 待機児童 の解消	<p>角筈地域では、保育園や子ども園の待機児童が多い。</p>	<p>ご意見は所管課にお伝えします。</p> <p>【所管の見解】 区では、待機児童の多い東南地域を中心に、あらゆる手法を活用して保育所整備を進めています。角筈地域については、西新宿五丁目、西新宿三丁目の各開発地区内に保育所を整備する方向で開発事業者と協議を進めており、地域の保育ニーズに合わせて保育所を整備していきます。</p>
36		<p>待機児童に対応し、現在の保育園の定員を拡充したり、認証保育園を認可保育園に変更したりしているが、保育の質は維持されているのか。保育園を整備する際は、園庭など保育の質をきちんと確保してほしい。</p>	<p>区としては、待機児童を早期に解消するために、民間の賃貸マンションを活用した保育所の整備など、様々な方法で保育所の整備を進めています。園庭が確保できない保育所は、付近に公園や広場などがあることなどの整備基準を遵守し整備を進めています。区は、今後も子どもたちにより良い保育が行えるよう基準を遵守し、保育の質を保ちながら、待機児童対策を進めていきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
37	13 保育所待機児童の解消	自治体によって、待機児童のカウントの仕方が異なり、保護者の混乱を招いている。認可保育園に申し込んだ人のうち、どのくらいの人が入れなかったのか、ホームページに載せるなどして、新宿区はこのくらい待機児童を減少させていますということを明らかにしたほうが、保護者には分かりやすい。	ご要望は所管課に伝えます。 【所管の見解】 待機児童の定義は厚生労働省から示されていますが、一部、待機児童に含めないことが「できる」という項目があることから、区市町村間で数え方が異なっている現状があります。区では、この定義に従いながら、待機児童の実態がよりの確に反映されるよう集計を行っています。 申込みをし、入園とならなかった方のうちには、書類の不備で保育の必要性が認定できなかった方や、育児休業の延長のために入園しないことを前提に申し込んだ方などが含まれています。したがって、区は、そうした方を除いた待機児童数とそれを減らすための保育定員拡大数を公表しています。
38	14 放課後の居場所の充実	学童クラブは児童福祉法で守られているが、放課後子どもひろばは対象外である。学童クラブと放課後子どもひろばは全く別のものであり、「放課後の居場所の充実」として、学童クラブと放課後子どもひろばを一緒にしないでいただきたい。	「暮らしやすさ1番の新宿」をめざし、限りある財源や人員、資源を有効活用して子育て・高齢者・障害者施策等を展開していく中で、学童クラブについては、新宿区は23区中トップレベルとなっています。 第三次実行計画期間中の平成29年度までの2年間で、必要な地域で放課後子どもひろばの機能を拡充して状況を見ていきます。 ご意見の内容については所管課に伝え、別途回答します。 【回答】 学童クラブと放課後子どもひろばは、放課後の大切な居場所であると考えています。そのため、今回の計画ではともに計画事業名「放課後の居場所の充実」に位置付けました。
39	放課後の居場所の充実	「放課後の居場所の充実」について、具体的にどこの学童クラブを拡充し、どう質を高め、拡充するのかを説明してほしい。	ご意見の内容については所管課に伝え、別途回答します。 【回答】 特に中学年以上の需要に対しては、当面放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきますが、さらに需要増が見込まれる地域には、学童クラブの定員の拡充を検討していきます。 学童クラブでは、区職員と学童クラブの職員で日常的に情報交換を行い、定期巡回や学童クラブリーダー会議を定期的に行い、運営方法などについて助言や情報共有を行っています。 また、区主催の実務研修や他の児童館の運営方法を学ぶ児童館体験研修、東京都主催の職員研修への積極的な参加も促し、職員のスキルアップを図るなど、質の向上に努めています。 さらに、利用者アンケート等で保護者の要望が、運営に反映されているかなども確認しながら、サービスの向上に努めていきます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
40	14 放課後の居場所の充実	<p>「学童クラブ機能付き子どもひろば」という表現は、保護者がひろばで学童保育をしてもらえると混乱するので、一切やめてほしい。</p> <p>学童クラブ利用者アンケートの満足度は明記されているが、放課後子どもひろばの満足度についても明記すべきである。放課後子どもひろばの満足度が低ければ、学童クラブを充実させてほしい。また、高学年の子も利用できるようにしてほしい。</p> <p>学童クラブも放課後子どもひろばも正午以降4時間以上の就労をしていないと利用できないため改善してほしい。</p>	<p>ご要望として受け止め、所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】</p> <p>事業の内容をわかりやすく簡潔に表すために「学童クラブ機能付き」としています。新規事業の名称変更によって、保護者が戸惑うことも懸念されますが、より適切な名称がないか、今後検討していきます。</p> <p>放課後子どもひろばの満足度については、実行計画の指標とはしていませんが、既に通常の放課後子どもひろばで行っているアンケートの満足度の項目を機能付き放課後子どもひろばで行うアンケートの項目とすることも検討していきます。</p> <p>4年生以上は、定員に達している学童クラブへの入所は出来ませんが、機能拡充する放課後子どもひろばに加えて、近隣の定員に余裕のある学童クラブに入所する選択肢もあります。国もすべての学童クラブで一律に6年生までの受け入れを課すものではないとしています。</p> <p>学童クラブについては「日中(正午以降)4時間以上不在である」等の利用要件となっていますが、区では、放課後子どもひろばを全小学校で実施し、保護者の帰宅まで小学校内で安心して過ごせる環境を整えています。</p>
41		<p>落合第四小学校には平成27年4月に学童クラブが設置され、平成28年度からは放課後子どもひろばに学童クラブ機能が付くと聞いている。計画事業でも放課後子どもひろばは時間延長を廃止して学童クラブ機能付き放課後子どもひろばへの切替となっている。</p> <p>父母会では需要に見合った定員の学童クラブを設置するよう区に要望してきた。また、居室スペースの拡充や具合が悪くなった子どもの静養スペースの確保等を求めてきたが、聞き入れられない。</p> <p>来年度から学童クラブ機能付き放課後子どもひろばへの切替を行う際には、おやつ部屋の設置が必須となるが、おやつ部屋を確保できないのになぜ学童クラブのスペースを確保できないのか。</p> <p>また、学童クラブと学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの違いが保護者にとって非常にわかりにくい。</p>	<p>学童クラブと学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの違いですが、学童クラブは放課後児童健全育成事業として、放課後児童の健康管理、安全確保、情緒安定、遊びを通じた意欲・態度の形成などの実施を目的としています。</p> <p>限られた財源や人員、資源の中ですべてのニーズを満たすことは困難です。そのため、子どもの居場所づくりとしては放課後子どもひろばの時間延長、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばなどを実施しニーズに応えていきたいと考えています。こうした取組みにより、「暮らしやすさ1番の新宿」の実現に向けて少しでも皆様に納得していただけるよう取り組んでいきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
42		<p>学童クラブが足りていないのであれば学童クラブを設置する以外に問題は解決しない。学童クラブは児童福祉法で規定されているため、子どもの安全や保育が担保されるが、放課後子どもひろばは何も決まりがないため、学童クラブ機能を付けても何も解決にはならない。</p> <p>区内でのマンション建設は続いており、建設業者と協議して下のフロアは学童クラブや保育園として活用するなど工夫の余地はあると思う。</p> <p>検討している間にも子どもは大きくなるため、学童クラブを希望する子どもは学童クラブに入れるよう早急に学童クラブの拡充を進めてほしい。</p>	<p>学童クラブや待機児童解消については喫緊の課題となっている中で、区としても限られた財源や人員、資源を効果的・効率的に活用して取り組んでおり、学童クラブについては、23区中トップレベルとなっています。第三次実行計画の2年の期間中に必要な地域で放課後子どもひろばの機能を拡充して状況を見ていきます。</p> <p>ご意見の内容については所管課に伝え、別途回答します。</p> <p>【回答】 学童クラブ機能付き放課後子どもひろばについては、有資格の専任職員の配置や朝8時から利用できることなどが利用者アンケートでも評価されています。そのため、主に中学年以上の需要に一定程度応えられると考えていますが、さらに需要増が見込まれる地域は、学童クラブの定員の拡充を検討していきます。</p> <p>また、大規模開発や100戸以上の集合住宅を建築する事業者に対し、保育所の設置要請をする旨の要綱を整備し、待機児童解消や多様な保育ニーズへの対応を図っています。</p>
43	14 放課後の居場所の充実	<p>有資格者がおらず安らげるスペースのない放課後子どもひろばと学童クラブは異なるものと理解している。しかし、指標には学童クラブの満足度が記載されているが、機能拡充放課後子どもひろばは実施箇所数の指標しかない。機能拡充放課後子どもひろばの満足度についても指標として設定してほしい。</p>	<p>計画事業「14 放課後の居場所の充実」についてのアンケート調査は既に行っています。機能拡充放課後子どもひろばの満足度についての指標についてはご要望として受け止めさせていただきます。</p> <p>【所管の見解】 放課後子どもひろばについては、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの実施箇所数を大幅に増やすため、実施箇所数を指標としています。</p> <p>放課後子どもひろばの満足度については、実行計画の指標とはしていませんが、既に通常の放課後子どもひろばで行っているアンケートの満足度の項目を機能付き放課後子どもひろばで行うアンケートの項目とすることも検討していきます。</p>
44		<p>学童クラブのさらなる質の向上とは、具体的にどのような内容か教えてほしい。具体策をきちんと出していただきたい。</p>	<p>さらなる質の向上は、全体の様々な取組みの中で質の向上を図っていきます。具体的には、所管に確認して別途回答します。</p> <p>【回答】 特に中学年以上の需要に対しては、当面放課後子どもひろばの機能拡充により対応していきますが、さらに需要増が見込まれる地域には、学童クラブの定員の拡充を検討していきます。</p> <p>学童クラブでは、区職員と学童クラブの職員で日常的に情報交換を行い、定期巡回や学童クラブリーダー会議を定期的に行い、運営方法などについて助言や情報共有を行っています。</p> <p>また、区主催の実務研修や他の児童館の運営方法を学ぶ児童館体験研修、東京都主催の職員研修への積極的な参加も促し、職員のスキルアップを図るなど、質の向上に努めています。</p> <p>さらに、利用者アンケート等で保護者の要望が、運営に反映されているかなども確認しながら、サービスを向上させるよう努めていきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
45	14 放課後の居場所の充実	学童クラブと学童クラブ機能付き放課後子どもひろばの違いを教えてください。	学童クラブの指導員はすべて有資格者となっていますが、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばは有資格者の専任職員1名の配置を義務付けているほか、その他の職員は有資格者とするのが望ましいとしています。 また、学童クラブと同様に学童クラブ機能付き放課後子どもひろばでも、おやつや出欠確認、連絡帳、保護者との面談などを行っており、利用者アンケートでも評価されています。
46		小学校3年生までは定員オーバーでも詰め込みで入れてもらえてありがたい。しかし、27か所ある学童クラブのうち16か所の学童クラブが定員オーバーなのは問題であるため改善してほしい。条例には、床面積の基準や小学校6年生まで受け入れると記載してあるが守られていないし、それらを今後守っていく計画もない。質の向上ということで、きちんと考えていただきたい。	定員オーバーのところでは、放課後子どもひろばの時間延長のほか、学童クラブ機能付き放課後子どもひろばを小学校20校で拡大していきます。
47		他区では、学童クラブを放課後子どもひろばに切り替えた結果、学童クラブの質が確保されず、子どもが離れている。放課後子どもひろばがあるからではなく、学童クラブの問題は、学童クラブで対応してほしい。	限られた財源や人員、資源を有効活用し、ニーズを満たすよう最大限努力しています。その中で学童クラブ機能付き放課後子どもひろばを、まずは第三次実行計画期間の2年間で実施していきます。
48	21 ③ 児童・生徒の不登校対策	いじめ防止対策の推進として、新宿養護学校を含め小中学校の全40校で、たとえば「いじめ防止対策月間」のような取組みで、年間何回かアンケート等を取っていると思うが、記名式なのか無記名なのか。	平成27年度から「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート、hyper-QU(ハイパーキューユー)」というアンケートを導入しています。これは、教職員が学級の状況や児童生徒の状態を客観的に把握するとともに、いじめの未然防止や早期発見・早期対応にも役立てているものです。 なお、記名式かどうかは所管課に確認し、別途回答します。
49		専門家からなる学校問題支援室というものはどのようなメンバーで構成されているのか。	学校問題支援室は指導主事や学校問題サポート専門員、スクールソーシャルワーカー等で構成される専門家チームです。サポートチーム会議等の取組みにより、連携しながら、いじめの未然防止や早期発見などに努めています。
50	22 の学校 充実 図書館	平成29年度までに司書を配置するモデル校5校はどこの学校か。	モデル校については、これから決定していきます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
51	26	<p>子どもの教育に必要なのはICTではなく、ある程度の広さの教室や校庭、教員の質の向上の方が重要であると思う。計画事業概要に、「児童・生徒の学習意欲をより一層引き出す」と記載しているが、ICTの活用により意欲的になるというのは何かデータの裏付けはしているのか。この予算を縮減して教員の負担減のために事務的アシスタントをつけるなどの政策を行ってほしい。</p>	<p>今回の予算については、平成22年度及び23年度に構築した教育用ネットワークの更新と、国が導入する電子教科書へ対応するための電子黒板機能が付いたプロジェクタの導入など、子ども一人ひとりの環境にあわせたICT化を図り、より質の高い教育を実施していくものです。教員の質の向上や補助教員の配置などにも取り組んでいる中でICTも活用して子どもたちによりわかりやすい授業となるよう取り組んでいきます。</p>
52	ICTを活用した教育環境の充実	<p>教育ネットワークの再構築に向けた検討等に関して、例えば平成27年1月にウィンドウズのOSの更新はしなくなったので、パソコンを買い換えるべきだということが報じられた。 教育現場では更新されていないパソコンがあると思うが、これについて調査をするつもりがあるか。まだ更新されていないものが教育現場に何台あるか知らせてほしい。 また、それらが将来タブレットに変わるのか。</p>	<p>サポートが終了しているパソコンは使用していません。一部教員用のパソコンでウィンドウズビスタを使用していますが、サポートが終了するまでに更新します。ただし、新しいウィンドウズのバージョンについては、安定稼働性や、ある程度定着するまでは不具合が生じることもありますので、十分に検討しながら対応していきます。また、今後、タブレット化についても検討していきます。</p> <p>児童・生徒用のパソコンの台数は3.6人に1台の割合となっています。なお、ご質問にありました更新が必要なパソコンについては、教育現場での台数を調査して別途回答します。</p> <p>【回答】 校務用ネットワークの更新として、教員用パソコン(ウィンドウズビスタ)1,160台を平成28年度に更新する予定です。</p>
53		<p>ICTを活用した教育環境の充実について、もう少し詳しく説明して欲しい。</p>	<p>平成22年度から23年度に導入した教育ネットワークの再構築やプロジェクタ機器等の更新、今後のタブレットの導入などを見据えて、それらに対応できるよう電子黒板機能の導入などを計画しています。</p>
54	27のエコ備ス推クールの	<p>息子が少年野球をやっているため校庭芝生化が実施されると野球はどうなるのか心配だが、どの程度の芝生化なのか。</p>	<p>エコスクールについては、落合第五小学校で予定していますが、校庭の状況等により一概にどの程度の芝生化となるかは明言できません。今後、PTAと学校等で協議していくこととなります。</p>
55	29 ピ東京クオをリ契機ピとックした・教育パラのリン推進	<p>2020年東京オリンピックにおいては、日本の文化の再発信をしていただきたい。</p>	<p>日本の文化や地域の文化を発信し、外国の方々に理解していただくことは非常に重要だと考えています。また、発信を行っていくためには、我々自身が日本の文化や地域の文化を理解する必要があると認識しており、子どものころからそのような文化に慣れ親しむことが重要と考えています。</p> <p>こうしたことから、例えば、計画事業「29 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」の「29① 伝統文化理解教育の推進」とおり、学校において自国の伝統文化教育を充実させ、児童・生徒が郷土新宿に愛着を持って、伝統文化の継承や地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むため、日本の伝統文化の体験教室等を実施します。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
56	35 ワーク・ライフ・バランスの推進（仕事と生活の調和）	推進企業数が目標にあるが、いくらコンサルを派遣しても働き方の価値観が変わらないと意味がない。保育園の入園の指標の中に、父親が育児取得した場合は加点するなどの制度を作れば、新宿区は真剣にワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる姿勢が前面に出るのではないかと。	ご要望は所管課に伝えます。 【所管の見解】 ワーク・ライフ・バランスを推進するには、ご指摘のとおり、働く人の意識だけではなく職場における環境整備が重要と考えます。企業へのコンサルタント派遣や、東京商工会議所新宿支部との連携による働きやすい職場環境づくりのためのセミナーの実施など、ワーク・ライフ・バランス推進につながる取組みを支援していきます。 なお、父親・母親を問わず、入園月の翌月初日までに育児休業を取得している職場に復帰予定の場合には、調整指数2点を加算しています。
57	37 ① 性町化会への自治会支援活動	角筈地域には、集会できる事務所などを持っていない町会がある。区が支援して集会場所を整備できれば、町会に入りやすくなるのではないかと。	町会の施設を区が整備するのは難しいですが、ご意見として伺います。
58	災害に強い体制づくり	災害時緊急医療体制について、都会型（首都直下）地震が来たら、倒壊か、熱傷の患者が相当多くなると思う。新宿バス放火事件を受けて東京都が熱傷ユニットの病院を指定した。新宿区もぜひ熱傷も含めて医療体制を徹底して、住民にも分かるようにしてほしい。	新宿区内10地域ごとに災害拠点病院となる大きな病院の近くの学校避難所（柏木地域は西新宿中学校）を指定して医師会等と協定を結び、災害時には医療救護所を開設して、トリアージや病院への搬送などを行うことにしています。 ご指摘のとおり、首都直下地震では阪神・淡路大震災と同じように建物倒壊と火災による被害が多いと思いますので、熱傷対策についてのご要望は所管課に伝えます。 西新宿中学校での医療救護訓練は平成28年度に実施予定です。 【所管の見解】 新宿区内7か所の災害拠点病院の中には、熱傷ユニット設備を有する病院もあります。区では、災害時に東新宿保健センターに設置する災害医療救護支援センターを拠点として、災害拠点病院や東京都と連携しながら、医療対応を行っていきます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
59	災害に強い体制づくり	<p>新宿区内全体の高齢化が進んでおり、防災区民組織の担い手になっている町会の役員の年齢構成も非常に高い状況である。また、区職員の9割が新宿区外から通勤していると聞いている。</p> <p>防災の問題は防災区民組織に任せておけば良いという状態ではなく、区職員が防災の先頭に立つということが、区民に目に見えるような形で行われることが望ましいと認識している。区の職員を区内に確保するというような計画は持てないものか。</p>	<p>ご指摘のとおり、区内在住の職員は11%程度で、緊急時に対応する職員を確保するため、防災職員住宅を区内に設置しています。</p> <p>また、管理職の防災宿直・防災日直による緊急時への対応や連絡網を整備し、いつでも参集できるように体制を備えています。</p> <p>しかし、阪神・淡路大震災の教訓として、基本的に発災から3日間は区も消防も警察もすべてに対応することは困難であるため、地域住民による避難所の運営管理協議会を立ち上げて、地域の防災体制づくりをしているところです。</p> <p>一方、地域防災の担い手の確保が難しい状況にもあり、今回の計画では、多様な世代の方々に地域防災に関心を持ってもらえるような防災イベント事業などに取り組んでいきます。</p> <p>また、区内に大型マンションの建設が進んでいることから、マンション内で防災区民組織を立ち上げてもらうとともに、防災倉庫、防災トイレなどを建設時から整備している大型マンションは、地域の方々とも連携がとれるような協力体制づくりを進めていきたいと考えています。</p>
60	園豊災等 か害の な整 み強 備ど い都 の市 創基 造盤 との 魅力 ある 公	<p>公園について、しんかいばし児童遊園の整備の際には、ベンチを震災時にはかまどとして使えるように設計したが、今後も公園の新設やリニューアルの際は、地域の方と防災の視点をもって議論しながら公園づくりができればと思う。</p>	<p>計画事業「73 みんなで考える身近な公園の整備」において、区民の皆様との協働による公園づくりに取り組んでいます。</p> <p>公園によっては、トイレの下に貯留槽を設けて、災害時には防災トイレとして使えるものや、かまどとして使えるベンチなどを設置しています。防災の視点を取り入れた公園づくりについてのご要望は所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】 今後も、公園の改修等を行う際には、地域の方々のご意見などを伺いながら、防災の視点も取り入れた検討や整備を行っていきます。</p>
61	40 ① 建築物等耐震化支援事業	<p>区内住宅の耐震化率95%を目標と記載しているが、現在は何%で、どのような根拠で95%にしようとしているのか、分母はどの程度あるのか説明してほしい。</p>	<p>区では「新宿区耐震改修計画」を策定しており、耐震化の目標を定めていますので、正確な数字を確認して別途回答します。</p> <p>【回答】 平成25年3月時点の区内住宅（賃貸共同住宅を含む）の耐震化率は、88.2%（推計値）です。</p> <p>また、区内住宅の耐震化率を平成32年度までに95%とする目標は、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成25年10月策定）と、都の「東京都耐震改修促進計画」（平成24年3月策定）を受け、区が策定した「新宿区耐震改修計画」（平成26年3月改定）にてお示したものです。</p> <p>この数値は、平成20年土地・住宅統計調査や、東京都総務局推定値から算定した区の推計値となります。</p> <p>また、95%の分母は、平成32年時点の区内の住宅総数（推計）である、188,750戸です。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
62	40 ① 援 建 事 築 業 物 等 耐 震 化 支	阪神淡路大震災で6,000人が亡くなった。そのうち80%は倒壊家屋等による圧迫が原因であり、その倒壊家屋の大半は昭和56年以前の建物である。 新宿区には昭和56年以前に建てられた建物は何件あるのか。	所管に確認して別途回答します。 【回答】 区内における昭和56年以前の建物は、平成25年3月時点で21,800戸です(賃貸共同住宅含む)。総務省統計局や都総務局等の調査から推計した数値となります。なお、既に耐震改修済の建物はこの数値に入っていません。
63	42 ② (市 四 街 谷 地 再 開 発 事 業 助 成	四谷周辺の小学校跡地の再開発では、スポーツや教育関係の施設が作られるようだが、新宿区には早稲田大学等があるので、周辺大学を集めて関っていくプロセスをつくってもらいたい。また、この再開発地域では、いろいろなワークショップができると思うので、活用してもらいたい。	ご意見として伺います。 【所管の見解】 四谷駅前地区市街地再開発事業で区が取得する権利床は、施設活用方針に基づき、文化国際交流拠点機能の誘致とスポーツができる機能の実現に向けて整備内容等の検討を進めています。 また、教育施設については、従前権利者に教育施設があったことから再開発事業においても教育施設を設けています。 再開発事業の都市計画決定の際には、広く地域の方々に説明し、ご意見を聴きながら進めています。 区では、早稲田大学と「協働連携に関する基本協定」を締結しており、各分野で連携しています。今後もまちづくり等において区内大学との連携を図っていきます。
64	44 道 路 の 無 電 柱 化 整 備	舛添都知事が都知事就任時に、2020年までに都内の道路は全て無電柱化にすると発言したが、達成率はどの程度になっているのだろうか。 無電柱化は早めに達成してほしいと思っている。	区内の状況は平成26年4月現在、区内国道は100%、都道74%、区道は10%となっており区道の無電柱化率はまだ低い状況です。 電柱の地中化にあたっては、地上にトランスを設置することが必要となるため、ある程度の道幅がなくてはならないなど、クリアしなくてはならない課題があります。これらの課題に対してどのように対応していくかは、所管課に伝え検討していきます。 【所管の見解】 区は、主要な区道において、計画的に無電柱化を進めるとともに、再開発等の機会を捉え、事業者に無電柱化の整備を要請していきます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
65	59 新宿駅周辺地区の整備推進	<p>新宿駅東西駅前広場の整備、新宿通りのモール化、新宿駅東西自由通路の整備の詳細の内容がわかりにくい。</p> <p>東西自由通路の実現に向けては新宿区も長年努力されたと思うが、例えば東西自由通路はどこから地上に出てくるのかと聞いてもわからないと回答される。JRの建物内の工事であるから新宿区がどこまで関与できるのかも懸念している。新宿駅前の整備や東西自由通路について区民が議論し、意見を反映したものが計画となるよう望む。区が主体となって区民の意見を反映したものとなるよう取り組んでほしい。</p> <p>オリンピックについては、今回の第三次実行計画は28年度から29年度であるため、十分に反映されている必要はないと思うが、この2年間で区が区民の意見をしっかり把握し、次の30年度からの計画に盛り込んでいくよう進めてほしい。</p>	<p>新宿駅周辺地区の整備推進については、区のまちづくりとして、区が主体的に関わっていきます。また、第三次実行計画は現在の総合計画の総仕上げとして策定し取り組んでいきます。ご意見の内容については、所管課にもお伝えします。</p> <p>【所管の見解】</p> <p>東西自由通路は、現青梅通路を25mに拡幅し、改札を移動して自由通路化するもので、現在の小田急百貨店、ルミネエストを介して東西の駅前広場へ繋がり、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催と時を同じくした供用開始を目指しています。</p> <p>また、これとあわせて、東西自由通路から地上への繋がりを強化していくとともに、新宿通りが、歩きやすく魅力的で回遊性のある歩行者空間となるよう、モール化を行います。</p> <p>さらに、新宿駅周辺地区が、世界一のターミナル駅に相応しい、まちの強みを生かした魅力あふれるまちとなるよう、地域の方々や関係者と連携し、周辺のまちづくりも踏まえながら、東西駅前広場の再整備を検討していきます。</p> <p>今後、様々なまちづくりの検討を進めるに当たっては、区が主体となり区民の皆様の意見を伺いながら取り組んでいきます。</p>
66	60 ① 南北自由通路の整備	<p>中井駅の南北自由通路は、西武鉄道の敷地の中にある特別区道のようなが、今後メンテナンスが生じたときに、また2億円、3億円というお金を西武鉄道に支払わなければならないのか。</p>	<p>中井駅の南北自由通路のメンテナンスの今後の配分については、所管課に確認して、回答させていただきます。</p> <p>【回答】</p> <p>中井駅の南北自由通路について、どのような手法で維持管理を行うかは、現在西武鉄道と協議中です。</p>
67	67 南北自由通路の整備	<p>中井駅の南北自由通路は、基本的な工事内容の契約が済んでおり、追加工事等が出た場合は議会に対して報告を行うこととなる。</p> <p>工事金額が大きい場合は、チェック機能として、行政側から議会にしっかり報告等をしてほしい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>【所管の見解】</p> <p>今後も、変更がある場合には、必要に応じて議会へ報告する等、適切に対処していきます。</p>
68	64 まちづくりのユニバーサルデザイン	<p>縦割り行政の弊害がある。ユニバーサルデザインのパンフレットを都市計画部で作成しているが、業者に丸投げしているのではないか。ユニバーサルデザインは都市計画部だけの問題ではなく、高齢者、子どもなど庁内で議論を深めて進めてほしい。</p>	<p>第三次実行計画では、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に向け、ガイドブックを活用した普及啓発を行うとともに、現在設置しているユニバーサルデザイン庁内推進会議を活用し、都市計画部を中心に庁内の横断的な連携を図り、次期総合計画に向けた新たな具体的な取組みを検討していきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
69	66 ① 補助第72号線の整備	都市計画道路補助第72号線の整備について、平成29年度までの計画のような形になっているが、職安通りにつながるような形での合流するようになるのか。	都市計画道路補助第72号線は、用地買収など調整を進めているところです。第三次実行計画では平成29年度までの記載となっておりますが、平成28、29年度に整備完了ということではなく、この間は用地買収、道路整備に向けた調整等を進めていきます。なお、供用開始は平成32年度の予定です。 また、職安通りと合流する部分については、バリアフリーに配慮した緩やかな坂道により段差を解消し、平面で交差させる予定としています。
70	66 ② 百人町の道路・整備	百人町三丁目と四丁目地区の道路整備の計画が出ているが、三丁目と四丁目の整備として、具体的には一体どういうことが起こるのか。	百人町三・四丁目地区は、防災性向上のため地区計画が策定されており、道路拡幅など地区内の整備を進めています。第三次実行計画では道路の拡幅整備のための用地買収の調整などを進めていきます。
71	67 ② 人とくらしの道づくり	生活道路における通過交通の排除等、暮らしやすい道づくりを進めますとあるが、具体的な整備の姿が見えてこない。 生活道路である以上、高齢者も含め住民が安心して歩行できる必要がある。制限速度(徐行)の規制を設けるくらいでもいいのではないかと思っている。	現在、子どもの通学路における安全を確保するため、新宿区通学路交通安全プログラムにより整備を進めており、第三次実行計画の計画期間では下落合地区において整備をしていくものです。 通過交通の排除・速度規制の件については、ご要望として所管課に伝えます。 【所管の見解】 速度規制については、今のところ考えていませんが、車の通行部分を狭くすることや、交差点の路面をカラー化させる等の工夫により、通過交通の速度抑制や排除を図っていきます。これとあわせて歩行空間を拡げることで、歩行者が安心して歩ける道づくりも行っていきます。
72	71 み宿りらづくり	建物の解体等があると、同時にみどりも減少してしまう。時として、みどりは人の心を癒すことに繋がり、子どもたちにも多くのみどりを感しながら成長してもらいたいと願っている。保護樹木等に対して区はどのような考えを持っているのか。	ご指摘のとおり、建物の解体などと同時に樹木も伐採されてしまうこともありますが、様々な機会を捉えて所有者へ保存を働きかけていくとともに、地域の貴重な樹木をみどりの文化財(保護樹木)に指定し保存を支援していきます。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
73	77 ① 資源回収の推進	資源・ごみ集積場に排出される蛍光灯等の水銀使用製品を適切に回収処理するとあるが、今後どのような技術、どのような流れで処理されるのか。	水銀については、いわゆる水銀条約があり、適正な処理が求められています。区では蛍光灯等に含まれる水銀の適正な回収に向けて、計画事業化しています。 なお、詳細な処理方法は、所管課に確認して別途回答します。 【回答】 金属・陶器・ガラスごみの収集日に資源・ごみ集積所に排出された水銀使用製品（蛍光灯、水銀体温計及び水銀血圧計等）をピックアップし、新宿中継・資源センター資源ストックヤードに一時保管します。 その後、区が委託した専門処理業者が引き取り、処理施設で破碎後、洗浄されたガラスは住宅用断熱材や新しい蛍光灯の原料へ、アルミ・口金はアルミ原料ヘリサイクルされます。洗浄後の廃水からは水銀を回収します。
74	78 発産観 信業の 光と一 の創体 造・と 連携 ・た	外国人の土産物として日本の伝統工芸品の物産展を、期間中に新宿駅西口の広場などで行ってはどうか。	新宿駅西口広場イベントコーナーを会場として「(仮称)産業と観光展」を開催し、区の地場産業である染色業などの発信する事業に取り組んでいく予定です。
75	90 新中央図書館等の建設 (旧戸山中学校の活用)	平成28年度から29年度まで検討とあり、平成30年度以降も引き続き検討となっているが、検討ばかりでは進まないため、ベンチマークやある程度の目標を入れるべきである。	旧戸山中学校の大規模改修を行い中央図書館として活用しているため、すぐに新中央図書館を建てるのは難しい状況です。早稲田大学からも中央図書館と研究施設との合築という提案が出ており、現在勉強会なども行っています。そのため、平成30年度以降の具体的な内容については、表記のとおりとなっています。
76	91 地域図書館の整備	中央図書館の跡地にできる図書館の仮の名前は「下落合図書館」だが、どのような理由か。中央図書館はなくなるのか。	地域図書館ということで「(仮称)下落合図書館」としています。現在旧戸山中学校にある中央図書館は引き続き中央図書館として運営されます。
77	92 整備(落合地域)	「現中央図書館の」と記載されているが、10年計画の段階では「現」で良かったのだろうか、第三次実行計画の段階では、「現」ではないため表現をかえたほうがよい。	新中央図書館の建設計画があるため、現中央図書館と表記しています。 【検討結果】 現在の中央図書館は新宿区緊急震災対策により旧戸山中学校跡地に移転しています。表記については、より分かりやすく整理します。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
78	92 91 ス（地 ポ落域 ー合図 ツ地書 環館境 のの 整備	下落合の中央図書館跡地に新しい図書館ができるが、現在、旧戸山中学校跡施設に入っている中央図書館が、元の場所に戻るのか。図書館やスポーツ施設が戸山地区に集中していると感じる。	旧戸山中学校に入っている現在の中央図書館は、継続して運営します。なお、東日本大震災による区の緊急震災対策において、耐震性に問題のある中央図書館を移転する必要があったため、旧戸山中学校の跡施設活用を行ったものです。
79	94	この事業は平和の大切さについて次の世代に伝える大事な事業である。28年度、29年度と予算が減額しているが、その理由を教えてください。また、27年度の予算と第三次実行計画での予算は減額しているのか。	平成27年度は戦後70周年のため、記念事業などの取組みで例年より予算額は大きくなっています。計画事業「94 平和啓発活動の推進」は区としても大切な事業であると認識しており、親子の平和派遣事業や平和派遣者との協働事業、戦争体験者派遣事業等を引き続き計画事業として実施していきます。平成28年度と29年度の差額については、親子の平和派遣事業が各年度ごとに広島と長崎へ交互に派遣していることによる旅費などの差額であり、事業内容を縮小しているということではありません。
80	平和啓発事業の推進	この事業は区が長年実施してきたものが生かされておらず、マンネリ化しているし、全力を入れていない。区民と協働で実施すればさらに良い事業となる。所管課に直接提案したいので伝えてほしい。	ご意見の内容については、所管課に伝えます。 【所管の見解】 平和は生活の礎であり、平和な社会を新宿のまちから創り出していくためには、顔の見える温かい関係を地域から築くとともに、戦争というものの悲惨さを理解するための取組みを進めていく必要があります。 こうした認識のもと、区ではこれまでも、新宿区平和派遣の会や平和祈念展示資料館等の施設と協働して、事業を企画・運営してきました。また、地域の少年少女合唱団にイベントへ参加してもらったりなど、平和啓発事業の担い手をさらに増やす取組みも行っています。 今後も引き続き、平和がすべての基本であるという認識に立ち、区民や平和関連施設等との連携・協働により広範で多彩な事業展開をし、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝える取組みを進めていきます。
81	95 行政評価制度の推進	素晴らしい計画だと思う。 策定にあたっては、行政評価をどのように活かしたのか。	行政評価は毎年度、区が自ら行う内部評価を実施した後に、それに対して区民と有識者による外部評価を行い、その結果を区政運営に反映させています。 第三次実行計画策定の際には第二次実行計画期間を通じた成果や課題の検証、第三次実行計画に向けた事業の方向性を踏まえ素案を作成しました。 なお、指標については、主だった指標を示しています。
82	行政評価制度の推進	素案93ページの「健全な区財政の確立」について、どの事業も指標を掲げて事業を進めている。「行政評価制度の推進」をみると、実行計画の評価をしていくことになっているが、結果をきちんと精査し、振り返りを行ってほしい。	第二次実行計画の行政評価に基づき、第三次実行計画で継続するものについては、さらにレベルアップするように目標を立てました。その他に、今回の基本政策の中で新しく事業として打ち出したものもあります。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
83	98 あり有方施設の検討	清風園については、第二次実行計画においてあり方を検討することとなっていたが、第三次実行計画では事業として盛り込まれていない。 現在は60歳以上の方しか利用できないが、様々な世代の方の身近なスポーツや文化活動の拠点として開放してほしい。	計画事業「98 区有施設のあり方の検討」にあるように、区では公共施設等総合管理計画を策定する中で清風園を含めた区有施設全体のあり方の見直しを行うこととしています。
84	職員の意識改革の推進、力の開発	政策能力を高めるということの第一歩は、現状でできることや課題を明らかにして、職員の知恵を集めて取り組むことであると思う。具体的に言うと、課長級職員が連携して、東京都や国の予算を取ってくるぐらいの考え方をしないと対策が間に合わない。危機意識をまず持っていただきたい。	ご意見として伺います。
85	101 18 職員の視点に立ち自治の実現に努める	計画事業「101 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」に34,044千円の予算が充てられており、計画事業「18 ひとり親家庭の生活向上支援の充実」の704千円と比べるとかなりの金額の差があるが、それはどのような理由か。施策の優先度を考えると計画事業「18 ひとり親家庭の生活向上支援の充実」のような事業に予算を配分すべきではないか。	区の施策に取り組んでいくうえで職員の育成は欠かせないため、計画事業「101 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」には2年間で34,044千円(区研修(職場外研修)及び自己啓発支援、OJT(職場研修)支援、専門機関による窓口対応調査の実施)の事業費を見込んでいます。 計画事業「18 ひとり親家庭の生活向上支援の充実」については、ひとり親家庭生活支援相談会の実施経費と調査・研究の費用を計上しています。調査・研究を基に今後様々な施策を展開していくこととなります。なお、ひとり親家庭支援対策については、計画事業だけではなく経常事業を含めて全庁的に取り組んでいきます。
86	101 区民の視点に立ち自治の実現に努める	新宿区第三次実行計画の素案の中身は大変すばらしいと思うが、担当する職員がよほどレベルアップしていないと対応できないのではないかと感じる。 今まで、どのように職員の能力開発を行ってきたのか。また、今後2年間で更にどのようなことをやっていくのか。	職員は、採用時から職層に応じた研修や職務に応じた専門的な研修、また、サービスの研修など区独自の研修や23区共同で実施する研修など、さまざまな研修を受けてレベルアップを図っています。 第三次実行計画では、職員のレベルアップのため、「98 区民の視点に立ち自治の実現に努める職員の育成」を掲げ、これまでの研修に加え、新宿区版ハンドブック類を活用した職場研修を実施するなど、好感度一番の区役所に向けて、職員の育成に努めていきます。
87	職員の育成	職員の一人ひとりの資質の向上ということだが、新宿区では、昇任試験を何人が受けたのか。	昇任試験は主任試験、係長試験、管理職試験がありますので、調べてご回答いたします。 【回答】 平成26年度の主任主事昇任選考(短期)は、有資格者数327人のうち受験者数は240人、受験率は73.4%です。また、係長職昇任選考(一般)は、有資格者数360人のうち受験者数は45人、受験率は12.5%です。管理職選考(I類)は、特別区全体で447名が受験しています。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
88	2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組み	「東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組み」について、新しい事業としては、学校での伝統文化教育の推進などが入っていると思うが、その他の事業は、これまで既に取り組んできたものなのか。 また、文化観光課で10月、11月に開催している、新宿フィールドミュージアムに参加している。住民としても、オリンピック・パラリンピックを目指して、文化的な面で盛り上げていきたいので、ここは力を入れていくという部分があれば教えてほしい。	ご指摘のとおり、「2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組み」の中で、学校における「29 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育の推進」や「92① スポーツコミュニティの推進」といった新規事業があり、また、これまでの施策を拡充した事業も多々あります。 また、「86 文化の創造と発信」の中では、「新宿フィールドミュージアムの展開」についても計画に位置付けています。 オリンピック・パラリンピックにつきましては、区に担当部署なども設けて、区民の方々の機運を醸成し、盛り上げていくことで、さらに様々な施策を展開していきたいと思っております。
89		「2020年オリンピック・パラリンピックを見据えた取組み」について、内容を教えてほしい。	「2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取組み」については、第三次実行計画(素案)の101ページに各事業を再掲し一覧としています。 歩行者空間や自転車走行空間の確保に向けた道路をはじめ都市基盤整備などのハード面の取組みに加え、文化の創造と発信、外国の方への観光情報の発信、スポーツ環境の整備、小中学校での国際理解、伝統文化、障害者理解教育などの多面的な取組みを進めることにより、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた機運を高めていきます。
90		開会式・閉会式はともに新宿区の新国立競技場で行われると思うが、テロの対策はどのように行うか。	区としてもオリンピック・パラリンピック開催の担当部署を設置し、安全に大会が開催されるように、警察や関係機関と連携して取り組んでいきます。
91	その他	<p>《地域説明会、パブリック・コメント》 パブコメの締切が11月16日になっているが、本日の説明会は11月14日であり、締切まで二日間しかないため改めてもらいたい。</p> <p>* 新宿区人口ビジョン・新宿区総合戦略(素案)に対して同様の意見あり</p>	区内10地域での説明会開催にあたり、特別出張所と調整を行った上で、全体的なバランスを取って開催時期を設定し、今回の日程となりました。次期総合計画策定等の際には、開催時期を考慮します。
92		<p>《地域説明会、パブリック・コメント》 地域説明会の開催時期について、パブリック・コメントの締切が11月16日ながら、地域説明会の最終日が11月15日という設定になっている。地域文化部や特別出張所等と協議し、もっと早い時期に説明会を開催するか、パブリック・コメントの期間を延長したほうがよかったのではないかと。次期総合計画及び実行計画策定の際には検討してほしい。</p> <p>* 新宿区人口ビジョン・新宿区総合戦略(素案)に対して同様の意見あり</p>	
93		<p>《区民参画の場》 前回の総合計画では、例えば区民会議や無作為抽出の検討会があった。今後、住民の方の意見を聞く場を考えてほしい。</p>	平成30年度から始まる次の新しい総合計画については、平成28年度から策定に着手しますが、多くの皆さんに関わっていただけるよう、区民討議会等の開催を検討しています。

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
94		<p>《区民への周知》 新たな総合計画を作る時は、できるだけ多くの皆さまに知っていただきたいので、区民の方に向けて広報ビデオなどを作ってはどうか。</p>	<p>どのような方法でPRするか、検討します。</p>
95		<p>《区民への周知》 説明を伺い大変勉強になった。一般の区民は行政や区議会に接する機会がなく、頑張っていることが伝わらないのがとてももったいないと思うし、逆にいろいろな問題点をみんなが自分からわかることが大事だと思う。 例えばこのような説明会や区議会の様子を区役所で放送するような取組みをすると良いのではないか。</p>	<p>区議会の本会議や委員会(予算特別委員会、決算特別委員会)はインターネットで中継をしています。 また、区政情報課で作っている区のPRのビデオを区役所1階のロビーのビジョンで流していますが、確かに区民の方に知られていないこともあるため、ご意見として受けとめさせていただき、検討していきます。</p> <p>【補足】区政情報等の放映について ・区議会本会議、委員会(予算特別委員会、決算特別委員会)生中継 本庁舎1階ビジョン、インターネット中継録画放映 各特別出張所(おおむね10日後に放映) ・広報番組 ケーブルテレビでの放送、本庁舎1階ビジョンでの放映、インターネット配信、DVDの貸し出し(区政情報センター(本庁舎1階)、区立中央図書館・四谷図書館)</p>
96	その他	<p>《健康(休日急患対策)》 年末年始の当番医について、従来は広報しんじゅくに掲載していたが、平成26年度は歯科のみの掲載で、一般医は掲載されていなかった。従来のように休日診療を輪番制の当番医を定めた実施に戻し、歯科だけでなく一般医も含めて広報へ掲載することを希望する。今年度の対応はどうなるのか。</p>	<p>従来は各地域ごとに輪番制の当番医を定めて実施していましたが、現在は東新宿保健センターと同一の建物にある医師会区民健康センターで集中的に休日や土曜日夜間の診療体制を整えています。診療時間の詳細等は後程調べてお伝えします。</p> <p>【回答】 現在の休日診療は、医師会区民健康センターで集中的に行っており、内科は土曜日の17時から22時と日曜日・祝日・年末年始の9時から22時、小児科は日曜日・祝日・年末年始の9時から17時に診療を実施しています。 医師会区民健康センターで集中的な診療体制を整備することにより、小児科医の安定確保やレントゲン技師の確保、診療時間の拡大などが可能となりました。 年末年始の広報につきましては、例年12月25日号の広報しんじゅくに掲載しており、平成27年度も同様に掲載する予定です。</p>
97		<p>《高齢者施設》 私が利用している中落合の高齢者施設では、飲食が禁止となっている。一方、清風園では飲食が可能である。こうした不公平な取扱いがないよう担当部署に伝えてほしい。</p>	<p>施設の設置目的や経緯により、飲食の可否などの利用方法は異なっています。ご意見の内容については、所管課にお伝えします。</p> <p>【所管の見解】 高齢者施設での飲食については、利用される方の多様化に伴い、臭いや衛生面のご指摘があることに加え、高齢者の方は体調により食べ物で大きな影響が出ることがあることから、極力お控えいただきたいとお願いしているところです。 なお、清風園については、従前が宿泊施設で飲食可能であったことから、現在も一定の時間を定めて飲食を可能としているものです。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
98		<p>《小中学生の活動の場》 NPO活動センターやシニア活動館等の中高年の方々が生き活きと活動する拠点はあるが、小中学生が集まって活動できる場所がない。</p>	<p>子どもの居場所づくりについても、児童館や地域センター等で取り組んでいます。要望として所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館では、遊戯室、工作室、図書室等の部屋があり、小中学生の日常的な活動場所となっています。また、小中学生向けに様々な行事等を実施し、子ども達の活動がより豊かなものにするよう努めています。</p>
99		<p>《子どもの貧困》 子どもの貧困化についてマスコミ等で取り上げられているが、新宿区では現状をどう把握し、対応していくのか。</p>	<p>区では現在、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯などの中学生を対象とした高校進学を目的とする学習支援や高校入学後の定着支援など様々な対応を行っています。平成26年度に策定した第3期「新宿区次世代育成支援計画」では、国の「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、子どもの貧困防止を課題として設定し、世帯に応じたきめ細かな施策を実施しています。</p> <p>また、全庁的な会議体を立ち上げて、新宿区の子どもの貧困化の現状や背景を把握して対策を検討していきます。さらに、ひとり親家庭についての調査を行い、現状を把握し対応していきます。</p>
100	その他	<p>《子ども、高齢者、障害者の支援》 ①子どものことにお金を惜しまないで、自分たちのまちに愛着を持ってこれからまちをつくっていく大人を生み出すことが必要である。 ②子ども、高齢者、障害者などで自ら助けを求められない人を支援に結び付けられる場を増やす必要がある。現場の声をしっかり聞いて我々の血税を大事に使ってほしい。</p>	<p>区としても現場・現実を重視した柔軟な施策の対応が重要であると認識しています。本日も、様々な方々の意見をお聞きできたことは大変良かったと思っています。区では、子育て支援をはじめ様々な取り組みを行っていますが、ご指摘のとおり支援を求められない方への対応が課題であり、今後検討していく必要があると考えています。</p>
101		<p>《防災計画》 防災について、新宿の場合は災害が起きたら帰宅困難者がたくさん出る。発災時にすぐに駆けつけてくれる区職員が少なくとも10地区に泊まり込みをするということも防災計画には必要である。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>【所管の見解】 新宿駅周辺を中心とした企業、都、区などを構成員とする新宿駅周辺防災対策協議会では、訓練やセミナーを通して、帰宅困難者の誘導や受入れなどの取り組みを進めています。</p> <p>また、災害時に速やかに応急活動に従事できるよう区内に職員防災住宅を42戸確保するとともに、休日・夜間に発災した場合には、区内在住職員が各特別出張所(地域本部)等の指定された場所に参集する体制を整えています。</p>
102		<p>《学校教育》 区立の小中学校においては、校長以下、教職員は都の職員である。区が小中学校の教育を実施するうえで、事前に都へお伺いを立て、都から指示を受けるなど、都との軋轢はないのか。 特別区で採用した教員がひとつの学校に長く従事し、児童・生徒に向き合う時間をとってあげることが大切である。</p>	<p>県費負担教職員の任命権は都教育委員会にあります。各学校の教育活動は、法令等や区教育委員会の方針に基づき、校長が区教育委員会へ届出を行い、実施しています。このことについて、都との軋轢はありません。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
103		<p>《総合教育会議》 現在の教育委員会と総合教育会議はどういった違いがあるのか。総合教育会議が設置されることとなったきっかけとなる事案があったのか。</p>	<p>総合教育会議は、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層区民の意向を反映した教育行政の推進を図ることを目的に、平成27年4月に設置した会議です。平成27年度は、教育の目標や根本的な方針を定める「新宿区教育大綱」を主な協議事項としました。</p> <p>総合教育会議が設置された背景には、大津市でのいじめによる生徒の自殺という事件があります。このことをきっかけとして、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化が求められ、同会議が設置されました。</p>
104		<p>《新宿区教育大綱》 新宿区教育大綱とはどのようなものか説明してほしい。これまでの教育ビジョンとはどう違うのか。</p>	<p>新宿区教育大綱は、総合教育会議における区長と教育委員会との協議を経て、平成27年11月6日に区長が策定したものです。</p> <p>教育ビジョンの理念を共有し、学校・保護者・地域のそれぞれの役割のもと、子どもたちの育ちや自立等を支援するまちづくりを行うという考えに立ち、区長部局での取組みと教育ビジョンでの取組みをもとに策定しています。</p>
105	その他	<p>《高齢者等に配慮したまちづくり》 公共のトイレや休憩所を地図にして駅の見えるところに、年配の方でも分かりやすいように字や絵で示していただけるとよいのではないかといつも思っている。 休憩する場所も、人通りの多いところは折り畳み椅子でも構わないので、椅子を設置してほしい。</p>	<p>区では、だれでもトイレや車いす対応エレベーターなどのバリアフリー設備を掲載した「新宿らくらくバリアフリーマップ」を作成しています。</p> <p>今後も高齢者や障害者にやさしいまちづくりに取り組んでいきます。</p>
106		<p>《高齢者等に配慮したまちづくり》 新宿駅の床が非常に滑りやすく、雨の日に転びそうになったり、年配の方が転んで救急車を呼んで搬送されるのを何度も見たことがある。 床の滑り止めや、やわらかい素材に変えるというようなことはできないか。</p>	<p>所管課を通じて状況を確認します。 ご意見として受け止めます。</p> <p>【所管の見解】 旅客施設の通路床に関しては、バリアフリー法に基づき、一定の基準以上に滑りにくいものとする事が定められております。 事故やご要望があった場合は、場所を特定し、必要に応じて改修を行っていきます。</p>
107		<p>《都市計画審議会》 都市計画審議会は形骸化している。学識経験者も同じような顔ぶれである。活発な議論が行われているとは思えない。それであれば、委員を区民から公募して区民の意見を聞くなど新たな展開が必要である。職員の意識改革も必要であるし、これまで実現できなかったことについては区長への期待も大きい。区民と話し合う時間を多く取ってほしい。</p>	<p>ご意見の内容については、所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】 都市計画審議会は、学識経験者や区議会議員、関係行政機関、公募区民などから組織されています。学識経験者については、様々な分野から、専門のご意見を伺い、公募区民については、住民目線からのご意見を伺うなど、引き続き円滑な都市計画行政の運営を図っていきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
108		<p>《まちづくり》 保育園がビルの中に設置されることが多く、保育士が子どもを連れて公園に行くのを見かけるが、遊べる場所がなくなっている。区内の都市空間がつぶされ高層ビルが建設されているが、居住者の意見を反映したバランスのとれたまちづくりが必要である。社会的弱者の意見を吸い上げて政策に反映する必要がある。</p>	<p>ご意見の内容については、所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】 区では、まちづくりなど都市計画に関する基本的な方針を示す「都市マスタープラン」を平成19年に策定しています。この都市マスタープランを社会経済情勢やまちの変化などを踏まえ見直すとともに、都市マスタープランとしての位置付けも併せ持つ「新宿まちづくり長期計画」として平成29年度に策定する予定です。 「新宿まちづくり長期計画」の策定の際には、原案策定段階から町会・自治会、地区協議会などからご意見をいただく機会を設けるとともに、区民討議会を開催するなど、幅広くご意見を伺うことを考えています。</p>
109	その他	<p>《家賃助成》 子どもが成長して家の広さが必要になると、家賃が払えず、転出してしまう例も多い。また、新築マンションが増えているが、区が建築許可を出す際に、学生を何%以上居住させるという取り決めを交わしたり、区が学生に家賃補助する代わりに地域行事に参加させる等はできないか。若者と地域の交流が増えれば、地域が活性化すると思う。</p>	<p>区では、学生等への家賃助成を現在行っています。</p> <p>他区では、地域活動への参加を条件に、学生に低廉な家賃で住居を提供し、地域コミュニティの活性化を図っている事例もあります。</p> <p>ご要望は所管課にお伝えします。</p> <p>【所管の見解】 区では、区内の民間賃貸住宅にお住まいの学生及び勤労者向け単身者(18歳から28歳まで)の方々に対して、家賃の一部を助成しています。当区に永く住み続け、地域のコミュニティ形成に関心をもっていただくよう居住継続支援を行っています。</p> <p>以前社会福祉協議会へのボランティア登録を義務付けていましたが、登録のみで活動実績がなかった経緯があり、現在の制度に至っています。</p> <p>また、区内から区内の民間賃貸住宅に移り住む子育て世代に対し、移転費用や家賃の一部を助成し負担軽減を図り、居住環境の改善と居住の継続を支援しています。</p> <p>なお、これら助成を受けるにあたっては、資格要件・募集期間・助成件数が定められております。</p>
110		<p>《ユニバーサルデザインまちづくりの推進》 ワークショップでは段差の問題など障害の方と一緒にまちへ行ってチェックしたり、区役所のいろいろな課の職員が集まって対応している。このやり方はいろいろなところに使えるのではないか。 ユニバーサルデザインはバリアフリーの上位概念なので、新しい新宿力とし、区政のビジョンを出してもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
111		<p>《駅のバリアフリー化》</p> <p>丸ノ内線新宿御苑駅では、平成30年度に向け、エレベータを設置する計画があるが、適切に進めてもらいたい。</p> <p>また、四谷三丁目駅は、エスカルという、車いすの方が階段昇降するための機械はあるが、バリアフリー化のために、スロープが設置されるよう区から申し入れてほしい。車椅子の方等、移動や介助の際にスロープが必要な方がいる。防災や事故防止の観点からも必要である。</p>	<p>四谷三丁目駅については、荻窪方面のホームから改札までの段差解消スロープを整備し、改札階から地上までのエレベーター1基を整備中と聞いています。ご意見については所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】</p> <p>丸ノ内線新宿御苑駅のバリアフリー整備については、荻窪方面のホーム・改札階から地上までのエレベーターを、駅舎等の建替えとともに整備中と聞いています。</p> <p>今後も各駅のバリアフリー整備について、適切に進めるよう鉄道事業者に働きかけていきます。</p>
112		<p>《駅のバリアフリー化》</p> <p>JR大久保駅の課題として、ホームドアの問題がある。また、北口改札から大久保通りに出るところに2段ほどの階段があり、車椅子の人は絶対に上り下りできない。スロープ化等の検討をしてもらいたい。</p>	<p>大久保駅の北口改札については、現在スロープによるバリアフリー経路が確保されており、ご要望の正面段差のバリアフリー化の計画は予定されていませんが、より利用しやすいものになるよう今後も働きかけていきます。</p>
113	その他	<p>《駅のバリアフリー化》</p> <p>JR新大久保駅はエレベーター設置の見通しが全くない。現在、エスカルという装置を使っているが、何とかここにエレベーターが設置できないか。全ての人が安心して利用できる駅となることを目指してほしい。</p>	<p>新大久保駅は、バリアフリー化のため、駅舎の建替えを伴う整備を予定していると聞いています。今後も関係者と協議を行いながら、新大久保駅のバリアフリー化が実現するよう働きかけていきます。</p>
114		<p>《マンション建設》</p> <p>自宅前の南側に9階建てマンションが建設されることにより、日照が悪くなる。また、工事の騒音もひどい。十分な説明を求めても応じてくれない。穏やかな生活が保障されなくなったと感じている。区では相談に乗ってくれないのか。</p>	<p>所管課に状況を確認し、別途回答します。</p> <p>【回答】</p> <p>当該マンションについては、高層の建築物が建つことによる日照問題と、解体・建築工事による騒音問題について、近隣住民からご相談を受けています。</p> <p>区は「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、近隣住民と建築主との話し合いを仲介しています。</p> <p>日照問題については、当該マンションに建築基準法等の法令違反はありませんが、近隣住民に十分配慮した建築が行われるよう申し入れるとともに、引き続き、両者の話し合いの仲介を行っていきます。</p> <p>また、解体工事に伴う騒音については、近隣住民からの相談を受け、現地の状況確認、騒音測定を行いました。騒音測定の結果、騒音規制法の規制基準値を超えている時間帯があったため、施工業者に対し、防音対策と作業継続時間の短縮等の措置を講じるよう指導を行いました。今後も引き続き、対応を行っていきます。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
115		<p>《箱根つつじ荘》 箱根つつじ荘は、箱根山の関係で一時閉鎖されたが、11月頃から再開されることとなった。閉鎖中の指定管理者への補償予定や、再開の周知について知りたいため、区議会の常任委員会で報告をしてもらいたい。</p>	<p>箱根つつじ荘については、箱根山の噴火警戒レベルの上昇と温泉の供給量の減により平成27年7月5日から一時閉鎖しましたが、警戒レベルが下がり温泉の供給量も安定傾向にあることから、同年11月14日から営業を再開しました。なお、当案件については、同年10月26日の総務区民委員会で報告しています。</p> <p>指定管理者については、利用者から宿泊料や食事代を利用に係る費用として頂き、不足分を区が負担して指定管理料として支払っているところです。閉鎖中の補償ということではありませんが、年度計画の見直しと再計算を行い、収支状況の改善を要すると判断したため、指定管理料の見直しを実施しました。</p>
116		<p>《町名》 筆筈町地域では、町名も文化であるとして町名を残したという動きがあった。 町名という文化遺産をどのように大事にしているか、その地域の住民だけではなく、区全体で考えてもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p> <p>【所管の見解】 町名は、住居表示実施の際の検討事項になっており、これまでの歴史的経緯を踏まえ、地域の方々に審議していただき決定する事項になっています。区としても町名はとても大事なものであると認識しています。</p>
117	その他	<p>《片仮名を国連用語にする提案》 「アイウエオ」という日本の片仮名を国連用語できないか。平成27年10月1日の新宿区居住の外国人国籍は123か国で、今後ますます増えていく傾向にあり、日本での共通用語が必要ではないか。例えば「ニューヨーク」という表記としても、韓国語とか、漢字とか、大変表現が難しいが、アイウエオという片仮名で表記すると大変便利である。東京オリンピック・パラリンピックに向け、片仮名を国連用語としていくという発想があっているのではないか。新宿区から提案してもらいたい。</p>	<p>ご意見として伺います。</p>
118		<p>《個性を生かした産業》 渋谷区は特にベンチャー的なものが集まりやすいように感じる。また、杉並区はアニメに力を入れて、新しい産業のように捉えて実践している。 そういう意味では、新宿区はどのような個性を持っているのか、新しい未来に向かっての方向づけとして、特性があったほうがいいと思う。</p>	<p>新宿区の特徴としては、例えば、観光では外国人旅行者の訪問した場所、一番満足した場所が新宿・大久保となっています。また、都市の魅力度のランキングでも、全国で20位、23区では1位となっており、文化施設・興行施設数も23区で1位です。ホテル・旅館施設数や飲食店営業数も上位にあります。</p> <p>新宿区は大型商業施設、映画館、ホテルなどを中心とする、いわゆるビクターズ産業(集客産業)を柱とする経済活動が中心となっています。一方で、成長が期待される情報通信業、学術研究、専門・技術サービス業なども集積しています。これらの強みを生かし、また、印刷・製本関連業や染色業などの地場産業も一体として新宿のまちを創り上げていく必要があります。こうした特性や強みを活かし、国際観光都市・新宿として、魅力を発信していくものです。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
119		<p>《友好都市》 友好提携都市は一つの市じゃないといけないのか。 具体的にこの都市と結んではどうかと提案することは可能か。</p>	<p>内藤新宿の関係で、現在、国内では、伊那市(旧高遠町)が友好提携都市となっています。必ずしも一つの自治体でなくてはいけないという決まりはありませんが、歴史的なつながりなどこれまでの経緯・背景や交流の実績を踏まえて検討していきます。</p>
120	その他	<p>《国際交流》 今年度、小・中学生がドイツに派遣されたが、報告会の開催や報告書の作成は予定していないと聞いている。非常によい取組みだと思うので、報告会や報告書に残した方がよいと思う。</p>	<p>ご意見の内容については、所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】 ドイツ・ミッテ区との青少年交流事業において、新宿区から派遣されるのは新宿区内在住・在勤・在学で、15歳以上25歳未満(中学生を除く)の青少年です。 派遣を終え帰国した青少年は、現地で学んだことや感想をまとめた「派遣報告書」を作成しています。 「派遣報告書」は、派遣年の12月～翌年1月にかけて発行を予定しており、今年の報告書についても現在発行に向け準備中です。</p>
121		<p>《交通、災害、環境》 自転車の駐輪場の整備は良いことだが、きりが無い。東日本大震災以降、自転車の利用が増えた。京都では自動車を規制するなどの取組みを実施しているが、区では自動車に対する対策をしていない。CO₂、直下型地震、自転車の利用など課題は大きいと総合的に考えていかなければならない。</p>	<p>ご意見の内容については、所管課に伝えます。</p> <p>【所管の見解】 区は、放置自転車の減少・解消に向けて、駐輪場の新設や増設を進めていくことは必要だと考えています。</p>
122		<p>《コミュニティバス》 角筈地域からコズミックセンターは遠いため、コミュニティバスのルートがコズミックセンターまで通るとよい。</p>	<p>コミュニティバスのルートを新宿コズミックスポーツセンターまで通すことは現在考えていませんが、ご要望として伺います。</p>
123		<p>《庁舎のLED化》 新宿区の商店街はLED化しているが、区役所はされていない。蛍光灯は水銀の問題あるため、区役所もLED化したほうがよい。</p>	<p>庁舎のLED化については、照明機器等、電気設備の更新時期を捉えて検討していきます。なお、本会議場はすでにLED化しています。</p>

II 意見・質問要旨及び回答要旨

No.	事業名等	意見・質問要旨	回答要旨
124	その他	<p>《マイナンバー》</p> <p>マイナンバーに関して、10月25日号の広報に「皆さんの個人情報を安全に管理・利用しますのでご安心ください」と載っており、新宿区の取組みについて書いてあるが、専門的過ぎてよく分からない。</p> <p>絶対に安全ということは言い切れないのではないか。</p>	<p>マイナンバーのセキュリティ対策としては、専用の回線で自治体間や国とやりとりをするということのほか、情報を一元管理するのではなく、それぞれに情報を分散管理ということ、そして、情報を照合するときには、個人番号をそのまま使うのではなく、それぞれ符号が付けられていて、それによって行うということなどから、どこかで情報漏洩したとしても、芋づる式に全部分かるというものではないということが挙げられます。</p> <p>また、外部からの攻撃に対しては、ファイアウォールという、ウィルスの侵入を防ぐ仕組みや、ウィルスが侵入してきてもすぐに見つけ出してそれを排除するという仕組みもあります。また、厳重なアクセス管理として、アクセスできる職員を限定し、パスワードも使って容易にアクセスできないようにするほか、情報の持ち出しも制限していきます。</p> <p>さらに、法制度においては罰則が強化されています。</p> <p>こうした何重にも厳重なセキュリティ対策がとられています。</p>
125		<p>《マイナンバー》</p> <p>マイナンバー制度について、区民の個人情報をどのように守るのか、職員に対してどう教育しているか。</p>	<p>マイナンバー制度について、セキュリティの問題が危惧されていますが、専用回線の使用や情報を一元管理しないといったことなど、システム上万全な体制を敷いていきます。</p> <p>しかし、情報漏えいについてはやはり人の問題があります。これについては、罰則規定の強化のほか、区の対策としても、担当職員を制限する、あるいはパスワードで厳重に管理する等に対応していきます。また、職員研修も徹底していきます。</p>